

目次

市役所の業務

1	各課・系の業務	3
2	市立砺波総合病院の組織	7
3	砺波消防署の業務	7

届出と証明

1	戸籍・住民登録に関する主な届出	8
2	住民登録に関する主な届出	9
3	外国人に関する主な届出	10
4	その他の届出	11
5	各種証明	13
6	印鑑登録	14
7	マイナンバーカード	15

市税

1	市税の主なもの	16
2	軽自動車のナンバープレートの変更について	17

となみ暮らし応援プロジェクト

1	となみ暮らし応援プロジェクト	18
---	----------------	----

三世代同居推進事業

1	三世代同居推進事業	20
---	-----------	----

国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

1	国民健康保険	22
2	後期高齢者医療制度	24
3	国民年金	26

福祉

1	障がい者福祉	28
2	生活の福祉	31
3	児童福祉	32
4	ひとり親家庭等の福祉	37
5	高齢者福祉	38
6	介護保険	42

育児・健康

1	母と子の健康	43
2	健康診査	44
3	検診・相談	44
4	予防接種	46

教育

1	小学校・中学校	48
---	---------	----

生活環境

1	ごみの収集	49
2	し尿	51
3	上水道	52
4	公共下水道・農業集落排水・浄化槽整備推進事業	54
5	市営バス	56
6	犬（ペット）	58
7	駐車場・駐輪場	58
8	市営住宅	59
9	斎場・霊苑	60
10	道路・水路	61
11	土地・建物	61
12	空き家	62
13	農業経営	62
14	情報・通信	64
15	緑花推進	65

産業・勤労者

1	商工業	66
2	勤労者	66
3	農林業	66

生涯学習・スポーツ

1	生涯学習・文化芸術・スポーツ	66
2	文化施設一覧	67
3	スポーツ施設一覧	69

消防・防災・交通安全・防犯

1	火災・救急	72
2	防災・国民保護	74
3	交通安全・防犯	77

各種相談

78

公共施設等電話帳

80

砺波市医療マップ

巻末



市役所の業務

1 各課・係の業務 (本庁 ☎33-1111(代))

＜市外局番：0763＞

部課名	係名	主な取り扱い業務	場所
企 画 総 務 部	企 画 政 策 課	企画調整係 (☎33-1145)	重要事項の調査・企画、施策の総合調整、総合計画、地方創生、辺地計画、過疎計画、広域行政、連携中枢都市圏、国内・国際姉妹友好都市交流、多文化共生、市民協働ボランティア支援、男女共同参画、統計、婚活支援
		交通政策係 (☎33-1388)	総合交通、鉄道・空港利用活性化、市営バス、デマンドタクシー
	広 報 情 報 課	広報広聴係 (☎33-1148)	情報発信、広報誌、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、FMラジオ、市長への手紙、陳情・要望受付、シティプロモーション、行政出前講座
		秘書係 (☎33-1127)	秘書、儀式・表彰、名誉市民
		情報政策班 (☎33-1249)	行政事務の電算処理、地域情報化の推進、ホームページシステム、デジタル化推進
	総 務 課	行政係 (☎33-1209)	行政改革・事務改善、自治振興、地縁団体、人権啓発、選挙管理委員会、公平委員会、条例・規則の制定・改廃、情報公開、個人情報保護
		人事係 (☎33-1232)	職員の人事、給与及び服務、職員研修、福利厚生
		防災・危機管理班 (☎33-1247)	防災・国民保護、自主防災組織、防災士、危機管理システム、防災行政無線、消防団、自衛隊
	財 政 課	財政係 (☎33-1620)	財政計画、予算編成、地方交付税、市債、基金、一般寄附
		管財係 (☎33-1274)	入札、契約、庁舎管理、地籍調査、土地開発公社、財産台帳、市有財産管理
		公共施設総合管理係 (☎33-1579)	公共施設等総合管理計画、公共施設再編計画、公共施設の営繕工事
		検査班 (☎33-1295)	契約の履行検査(確認)、工事監理の指導
税 務 課	納税係 (☎33-1302)	市税・後期高齢者医療保険料の徴収・督促・滞納処分、租税教育、納税貯蓄組合、固定資産評価審査委員会、法人市民税、たばこ税、入湯税	
	市民税係 (☎33-1346)	個人市県民税の賦課、軽自動車税の賦課、国民健康保険税の賦課	
	資産税係 (☎33-1297)	固定資産の評価・決定、固定資産税の賦課、固定資産税台帳等の縦覧・閲覧	
			本館 2階
			1号別館 2階
			本館 1階

部課名	係名	主な取り扱い業務	場所	
福祉市民部	社会福祉課	地域福祉係 (☎33-1299)	地域福祉の推進、民生委員児童委員、高齢者いきがい支援、避難行動要支援者の支援、戦没者特別弔慰金	本館 1階
		自立支援係 (☎33-1317)	障がい者福祉、重度心身障害者医療費助成、特別児童扶養手当、生活保護、福祉総合相談、生活困窮者自立支援事業	
	高齢介護課	介護・地域ケア係 (☎33-1328)	介護保険申請等相談、高齢者在宅福祉支援	
		在宅係 (☎33-1338)	居宅介護支援事業、ホームヘルパー派遣事業	
	地域包括支援センター (☎33-1345)		介護予防業務、介護相談、高齢者の総合的な相談支援	
	健康センター (☎32-7062)	健康増進係	保健事業の計画、がん検診・健康診査事業、健康づくり事業、精神保健事業、特定保健指導事業	病院北棟 2階
		母子保健係	母子手帳の交付、母子保健事業、予防接種事業	
	庄川健康プラザ (☎82-5320)	健康推進係	庄川健康プラザの管理運営、介護予防事業	庄川支所
	市民課	市民係 (☎33-1358)	戸籍、住民票、印鑑登録、各種証明（税証明含む）、マイナンバーカード、埋火葬許可、原動機付自転車・小型特殊自動車（登録・廃車）、自動車臨時運行許可、改葬許可	本館 1階
		国保年金係 (☎33-1362)	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金	
市民生活課	となみ暮らし推進班 (☎33-1372)	移住定住、空き家対策、地域おこし協力隊、三世同居・近居推進、環境政策、公害、廃棄物、斎場、霊苑、墓地、狂犬病予防		
	生活安全係 (☎33-1172)	防犯、交通安全、消費生活、市営駐車場、犯罪被害者支援		
商工農林部	商工観光課	商工係 (☎33-1392)	雇用対策、商工業の振興、中小企業融資、工業団地周辺環境対策、企業誘致・立地促進、農商工連携・地域資源活用、空き店舗対策、発明クラブ	2号別館 2階
		観光・ブランド推進係 (☎33-1397)	観光振興、観光施設等整備、地場産業振興、観光宣伝、市民交流、コンベンション、となみブランド	
	農業振興課	農政係 (☎33-1404)	農業振興政策の総合企画・調整、農業経営基盤強化	2号別館 1階
		農産係 (☎33-1409)	農畜産物の生産振興、経営所得安定対策、有害鳥獣対策	
		農地調整係 (☎33-1427)	農振除外、農地の利用権設定、農地中間管理事業	
	農地林務課	農村整備係 (☎33-1431)	農業用排水路・農道の整備、農地農業施設災害復旧、農村環境の保全、屋敷林の保全、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金	
		林政係 (☎33-1433)	林業の振興、山地・森林の保全、林道の整備、林道林業施設災害復旧、森林病虫害等防除、自然公園施設の維持管理、生け垣の設置補助	



部課名		係名	主な取り扱い業務	場所
建設水道部	土木課	道水路管理係 (☎33-1435)	市道の認定廃止、道路施設の維持管理、災害復旧、道路除雪計画、水防対策、道路の占用、道路境界確認	本館 2階
		道路建設係 (☎33-1438)	道路網等の計画、市道の整備、橋梁長寿命化計画、国・県道整備の推進	
	都市整備課	都市計画係 (☎33-1442)	都市計画決定、開発行為、都市公園	
		区画整理係 (☎33-1445)	土地区画整理、街路	
		景観・建築係 (☎33-1447)	市営住宅、建築確認申請、木造住宅耐震改修支援、位置指定道路、長期優良住宅認定申請、景観まちづくり、屋外広告物申請、三世代同居・近居住宅支援	
	上下水道課	上水道経営係 (☎33-1460)	経理、水道の開閉栓・検針、上下水道料金等の収納・徴収	本館 1階
		下水道経営係 (☎33-1463)	経理、下水道受益者負(分)担金の収納・徴収、合併処理浄化槽補助	
		上水道工務係 (☎33-1466)	上水道施設の計画、工事、維持管理	
下水道工務係 (☎33-1469)		下水道施設の計画、工事、維持管理		
会計課 (☎33-1471)	会計係	公金等の収納・支出、保管、決算の調製	本館 1階	
監査事務局 (☎33-1473)	監査第1係	定期監査、財政援助団体等監査、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率、資金不足比率審査	本館 2階	
	監査第2係	例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査		
議会事務局	議事調査課 (☎33-1139)	議事係	本会議・委員会の議事、請願・陳情の処理	本館 3階
		調査係	議案の調査・立案、議会報の発行	
農業委員会 (☎33-1427)		農地の権利移動、農地転用、農地賃借料情報、農地台帳、農業者年金、農地所有適格法人	2号別館 1階	



部課名		係名	主な取り扱い業務	場所
教育委員会	教育総務課	庶務係 (☎33-1508)	児童生徒の就学支援、障がいのある児童生徒の教育支援、奨学資金、地区相談会（にこにこ相談会）、区域外就学	東別館 2階
		学務係 (☎33-1549)	学校のICT環境整備、就学援助、スクールバス、児童生徒の学校活動（14歳の挑戦、部活動ほか）	
	こども課	児童家庭係 (☎33-1590)	児童手当、児童扶養手当、子育て支援・妊産婦・ひとり親家庭等医療費の助成、未熟児養育医療の給付、児童クラブ、放課後児童クラブ、児童館、家庭児童相談	本館 1階
		保育幼稚園係 (☎33-1596)	保育所入所・認定こども園入園・幼稚園入園手続き、保育料の決定・徴収、子育て支援センター	
	生涯学習・スポーツ課	生涯学習係 (☎33-1602)	社会教育、生涯学習、公民館活動、二十歳の式典（旧成人式）、青少年健全育成、青年団体、女性団体、高齢者学級、各種講座（市民大学「学遊塾」「市民の先生」）、放課後子ども総合プラン、放課後子ども教室、土曜学習、文化芸術の振興、文化芸術団体の育成、指定文化財と埋蔵文化財の保護・調査	東別館 2階
		スポーツ振興係 (☎33-1613)	生涯スポーツ推進、社会体育団体育成、スポーツ施設管理	
庄川支所	市民福祉課 (☎82-1901)	市民福祉係	戸籍・住民票・印鑑登録・各種証明（税証明を含む）・マイナンバーカード・埋火葬許可・国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・障がい者福祉・児童福祉・福祉医療費・介護保険等の各種申請受付、市税・国保税・上下水道料・使用料・手数料・介護保険料等の納付、市営バス利用券販売、支所庁舎等施設管理、高砂会館管理運営	庄川支所 1階

●市役所の開庁（受付）時間

月～金曜（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分

●毎週月曜（月曜が祝日のときは翌日の火曜）は市民課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、こども課の窓口受付時間を午後7時まで延長します。（本庁のみ）

《主な取扱業務》

- ・市民課………戸籍謄（抄）本、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書の交付、マイナンバーカードの交付
- ・税務課………市税等の納付相談、市税・上下水道料金等の収納業務
- ・社会福祉課…障がい者福祉、生活保護、福祉総合相談
- ・高齢介護課…介護保険申請相談、高齢者福祉相談
- ・こども課……子育て支援・妊産婦・ひとり親家庭等の福祉医療費助成業務

●健康センターでは、毎週月曜のみ窓口受付時間を午後7時まで延長します。

《主な取扱業務》

母子手帳の発行、がん検診受診券発行、健康相談

●本館の時間外受付

時間外の戸籍届出書も受領します。※庄川支所は時間外の受付不可

	受付時間	受付場所
月～金曜	午後5時15分～翌日午前8時30分	当直室
土・日曜、祝日、年末年始	午前8時30分～翌日午前8時30分	

2 市立砺波総合病院の組織（☎0763-32-3320）

部局	診療科等
外来診療部	内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、血液内科、感染症内科、地域総合診療科、東洋医学科、精神科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、大腸・肛門外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、核医学科、放射線治療科、歯科口腔外科、麻酔科、内視鏡センター、人工透析センター、口唇口蓋裂センター、病理診断科、検査科、女性骨盤底再建センター、へき地診療科、健診センター、脳内視鏡センター、脊椎・脊髄病センター、乳腺センター
病棟診療部	東棟3～7階、西棟3～7階
がん診療部	がん診療管理室、緩和ケア科、化学療法室、がん相談支援センター、肝疾患相談センター
手術部	手術室、中央材料室
救急部	救急科
集中治療・災害医療部	ICU、HCU
総合企画室	
地域医療部	患者総合支援センター（地域連携係、入退院療養支援係、病床管理係）、総合相談室、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所
医療技術部	薬剤科（調剤係 薬品管理情報係 病棟指導係）、放射線技術科（画像技術係 画像管理係 放射線治療係）、臨床検査科（生理検査係 検体検査係、微生物検査係）、臨床病理科（病理係）、栄養科（栄養管理係 調理係）、総合リハビリテーションセンター（理学療法係 作業療法係 呼吸療法係 言語療法係、地域リハビリテーション係）、医療機器管理室（医療機器保全係 医療機器治療係）、輸血センター（輸血センター係）、臨床試験センター
医療情報部	医療情報管理室（医療情報管理係）、情報システム室（情報システム係）、医師事務支援室（医師事務支援係）
医療安全部	医療安全管理室（医療安全係 医薬品安全管理係 医療機器安全管理係）、医療放射線安全管理室（線量管理係）
感染管理部	感染対策室
臨床研修センター	臨床研修科（臨床研修係）、専門研修科（専門研修係）
看護部	地域医療看護科、外来看護科、病棟看護科、手術・救急・集中治療看護科、看護教育研修科
事務局	総務課（庶務係 経営管理係）、管財課（管財係 用度係）、医事課（外来係 入院係）

3 砺波消防署の業務（☎0763-33-0119）

課名	係名	主な業務
第1・2課	総務係	庁舎管理、物品の保管、サービス、賞罰、消防団との連絡調整、予算の経理・執行、手数料の徴収
	予防係	火災予防、予防査察、防火管理の指導、危険物の規制、建築確認同意、
	警防係	災害の警戒、防ぎよ、救急業務、救助業務、消防訓練・指導、開発行為、消防水利

※上記業務の一部は、砺波消防署庄東出張所でも取り扱っています。

届出と証明

1 戸籍・住民登録に関する主な届出

市民課

住所の異動をとまなう場合は、別途、転入届、転出届または転居届が必要となります。(P 9参照)



このようなとき	種類	届出人と届出期限	必要なもの
子どもが生まれた	出生届	<ul style="list-style-type: none"> ・父、母 ・生まれた日を含めて14日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届書（出生証明書） ・母子手帳 ・児童手当を受ける方の健康保険証、預金通帳、マイナンバーカード
亡くなられた	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族ほか ・死亡の事実を知った日を含めて7日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届書（死亡診断書） ・斎場使用料 <p>※その他市役所で必要となるお手続きは、後日お手紙でお知らせします。</p>
結婚する	婚姻届	<ul style="list-style-type: none"> ・夫と妻 ・期間の定めはありません（届出により法律上の効力が発生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届書（成年者の証人2名の署名が必要） ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・届出人の戸籍謄本（本籍が砺波市の方は不要） ・マイナンバーカード（記載事項が変わる場合） ・国民健康保険証（加入者のみ）
離婚する	離婚届	<p>《協議離婚の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫と妻 ・期間の定めはありません（届出により法律上の効力が発生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚届書（成年者の証人2名の署名が必要） ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・届出人の戸籍謄本（本籍が砺波市の方は不要） ・マイナンバーカード（記載事項が変わる場合） ・国民健康保険証（加入者のみ）
		<p>《裁判離婚の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立人（裁判によって相手方が届出人になることがあります） ・調停成立、審判確定または判決確定の日を含めて10日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚届書（証人は不要） ・調停調書、審判書または判決書の謄本と確定証明書 ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・届出人の戸籍謄本（本籍が砺波市の方は不要） ・マイナンバーカード（記載事項が変わる場合） ・国民健康保険証（加入者のみ）

このようなとき	種類	届出人と届出期限	必要なもの
市外から引越してきた	転入届	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または同一世帯の方 ・引っ越した日から14日以内 <p>※あらかじめ、引越し前の市区町村で転出届が必要</p> <p>※マイナンバーカードによる届出の場合も、あらかじめ引越し前の市区町村で「転出届」（郵送可）が必要</p>	<p>《他の市区町村から引越してきた場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・転出証明書 ・マイナンバーカード ・委任状（代理人の場合） ・同意書（既存世帯に、新しい世帯主と戸籍上のつながりのない方が転入する場合） ・介護保険受給資格証明書（対象者のみ） ・負担区分等証明書（対象者のみ） <p>※外国人の方は、上記に加え在留カードも必要</p>
		<p>《国外から帰国（入国）した場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスポート（入国日の押印があるもの） ・戸籍抄本、戸籍の附票の写し（外国籍または本籍が砺波市の方は不要） ・マイナンバーカード <p>※外国人の方は、上記に加え在留カードも必要</p>	
市外へ引越す	転出届	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または同一世帯の方 ・転出予定日の14日前から転出日の14日後まで <p>※マイナンバーカードによる届出の場合も、あらかじめ「転出届」（郵送可）が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・印鑑登録証（登録者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・介護保険被保険者証（対象者のみ） ・マイナンバーカード（国外へ引越す方のみ）
市内で住所を変更した	転居届	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または同一世帯の方 ・変更した日から14日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・マイナンバーカード ・国民健康保険証（加入者のみ） ・介護保険被保険者証（対象者のみ） <p>※外国人の方は、上記に加え在留カードも必要</p>
世帯主を変更した 世帯を分けた 世帯を一緒にした	世帯変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または同一世帯の方 ・変更した日から14日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・国民健康保険証（加入者世帯のみ）

- ※児童手当の支給対象児童が転入する → P32
- ※要介護認定者が転入・転出をする → P42
- ※乳幼児の健診、予防接種等 → P46、47
- ※小・中学生が転入・転出・転居をする → P48
- ※水道の使用開始・中止や引越しをする → P53

◆新規入国

上陸許可手続きの際、空港等にて在留カードが交付されます（後日、郵送される場合もあります）。
 砺波市民となる手続きには在留カード・パスポートが必要です。住所を定めてから14日以内に転入届を行ってください。

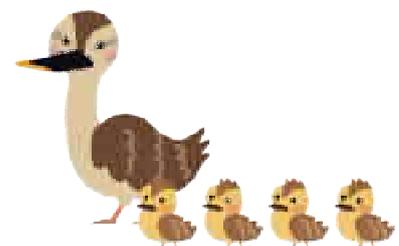
新たに入国した方が世帯主でない場合は、世帯主との続柄を証明する文書（本国の出生証明書等）の提示が必要です。



◆新規入国以外の住所変更

このようなとき	種類	必要なもの
市外から引越してきた	転入届	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（運転免許証、在留カード等） ・転出証明書 ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・マイナンバーカード
市外・国外へ引越す	転出届	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（運転免許証、在留カード等） ・印鑑登録証（登録者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・介護保険被保険者証（対象者のみ） ・マイナンバーカード
市内で住所を変更した	転居届	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（運転免許証、在留カード等） ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・マイナンバーカード ・国民健康保険証（加入者のみ） ・介護保険被保険者証（対象者のみ）

※住所の異動に関しては、P9参照



4 その他の届出

このようなとき	ここへ	必要なもの	備考
農用地区域にある農地を農用地区域から除外し、転用する	農業振興課	農用地区域からの農振除外願一式	偶数月（年6回）に受付
耕作目的で農地の売買または貸借等をする（農地の権利移動）	農業委員会	農地法第3条許可申請書一式	事前に農振除外の決定を受けること
農地の所有者が、自らその農地を農地以外のものに転用する（農地の転用）		農地法第4条許可申請書一式	
農地の所有者以外の者が、農地の売買又は貸借等の後に転用する（農地の権利移転を伴う転用）		農地法第5条許可申請書一式	
山の木を伐採する	農地林務課	伐採届一式	伐採開始 90～30 日前までに提出
山林及びその周囲 1 km の範囲内にある土地に火入れをする		火入れ許可申請書一式	火入れをする日の7日前までに提出
林道を工作物や施設などで占用する		林道占用許可申請書一式	事前に許可を受けること
新たに森林の土地の所有者となった		森林の土地所有者届出書一式	所有者となった日から 90 日以内に提出
都市計画施設等（道路等）の区域内に建築する（都市計画法第 53 条許可）	都市整備課	都市計画法第 53 条による許可申請書一式	事前に許可を受けること
3,000 m ² 以上の土地を開発する		都市計画法第 29 条による許可申請書一式	
建築物を建築する（防火、準防火地域以外においては、増築の部分に係る床面積が 10 m ² 以下のものは除く）		建築基準法第 6 条第 1 項による建築確認申請書一式	確認済書の交付を受けた後に工事に着手すること
上記の建築工事が完了した		建築基準法第 7 条第 1 項による完了検査申請書一式	完了検査申請は工事が完了してから 4 日以内に提出



このようなとき	ここへ	必要なもの	備考
建築物を解体する（解体に係る部分の床面積が10㎡以下のものは除く）	都市整備課	建築基準法第15条による届出書一式	工事着手は届出後に
300㎡以上の建築物を建築する（2,000㎡以上の非住宅建築物を除く）		建築物省エネ法第19条による計画書一式	工事着手21日前までに届出
2,000㎡以上の非住宅建築物を建築する		建築物省エネ法第12条による性能確保計画書一式	工事着手前までに提出
一定規模以上の建築物や工作物の新築、増築などの行為を行う		景観法第16条による届出書一式	行為の着手30日前までに提出
屋外広告物を設置する		富山県屋外広告物条例第6条（第7条第4項）による許可（更新）申請書一式	新設などの場合は着手前に、更新の場合は許可期限満了前までに提出
土地区画整理事業区域内で建築等を行う（土地区画整理事業法第76条第1項許可）		土地区画整理事業法第76条による許可申請書一式	事業者経由で事前に許可を受ける
5,000㎡以上の土地を取引した	企画政策課	国土利用計画法第23条による届出書一式	届出者…土地の権利取得者届出期限…契約（予約を含む）の締結日から2週間（契約締結日を含める）以内に届出
10,000㎡以上の土地を有償で譲渡する		公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項による届出書一式	届出者…土地の譲渡者届出期限…契約予定日の3週間前までに届出
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕作業用を含む）の登録など	市民課・市民福祉課（庄川支所）	[登録] 販売証明書・譲渡証明書、廃車証明書	
		[廃車・転出] ナンバープレート、標識交付証明書	
家屋を取り壊した	税務課・市民福祉課（庄川支所）	[譲渡（名義変更）] 旧所有者が廃車手続きを済ませている場合 譲渡証明書、廃車証明書 旧所有者が廃車手続きを済ませていない場合 譲渡証明書、ナンバープレート、標識交付証明書 ※各種証明書は旧所有者から事前に受け取る	
		・家屋滅失届	

5 各種証明

市民課

戸籍・住民基本台帳

種類	ここへ	必要なもの	手数料
戸籍（謄本・抄本）	市民課 ・ 市民福祉課 （庄川支所）	<ul style="list-style-type: none"> 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 委任状（代理人の場合） 	1通 450円
除籍・改製原戸籍（謄本・抄本）			1通 750円
戸籍記載事項証明書			1通 350円
戸籍附票（全部・一部）			1通 300円
身分証明書			
住民票の写し （世帯全員分・世帯の一部）			
住民票記載事項証明書			
印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証（カード） 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 		

◆市税関係

種類	ここへ	必要なもの	手数料	
所得・課税	市民課 ・ 市民福祉課 （庄川支所）	<ul style="list-style-type: none"> 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 委任状（代理人の場合） ※法人の場合は要押印 	300円	
営業証明				委任状不要
納税				<ul style="list-style-type: none"> 納税証明書（市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）
軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> 納税証明書【軽自動車税】 ※車検（継続検査用） 	<ul style="list-style-type: none"> 車両ナンバー、納税義務者が分かるもの ※委任状不要 	無料	
固定資産	1 固定資産に関する証明書 評価証明書、公課証明書、資産証明書、登載証明書	<ul style="list-style-type: none"> ※相続人や債権者等が請求する場合、関係が分かる書類の提示があれば委任状不要 	300円	
			住宅用家屋証明書	1,300円
			2 固定資産に関する資料等	税務課 ・ 市民福祉課 （庄川支所）
	固定資産課税台帳兼名寄帳		300円	
	固定資産価格通知書 （法務局用）		無料	

※本人以外の方が請求（申請）する場合、委任状などが必要となる場合があります。

印鑑登録証明書の交付には、印鑑登録の手続きが必要です。

砺波市に住民登録をしている方は、1人につき1印影の登録ができます。(ただし、満15歳未満の方と意思能力を有しない方は登録できません)

●申請方法

窓口に来る人	必要なもの	備考	
登録者本人	顔写真付の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等、公的機関が発行したもの）をお持ちの場合	・登録しようとする印鑑 ・左記の本人確認書類	即日で登録ができます。
	上記の本人確認書類を持っていない場合	*保証人を立てられる場合（※下記参照） *保証人を立てられない場合 ・登録しようとする印鑑 ・本人確認書類2点（健康保険証、年金手帳等）	
代理人	本人が窓口に来られず、代理人に委任状を預ける場合	・登録しようとする印鑑 ・委任状（代理人選任届） ・代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	申請の受付後、登録者本人の登録の意思を確認するため、照会書を郵送します。照会書を受け取った後に、受付窓口にお越しください。 (登録まで日数を要します) 詳しくは、下記「2 文書照会による登録手続きについて」をご覧ください。



※保証人を立てることにより、即日で登録ができる方法があります。ただし、保証人が砺波市で印鑑登録していること、登録者本人と保証人が一緒に受付窓口にお越しいただく必要があります。

●必要なもの…登録しようとする印鑑、保証人の登録している印鑑、印鑑登録証

登録の際には、以下にご注意ください。

1 登録できない印鑑

- 住民票に記載されている氏名であらわされていないもの
- 職業、資格などの氏名以外の事項をあわせて表示してあるもの
- ゴムなどでできた変形しやすいもの（シヤチハタなどスタンプ印）
- 印影が一辺8mmの正方形に収まるもの、印影が一辺25mmの正方形に収まらないもの
- 同じ世帯内で既に登録されている印鑑や、印影が著しく似ているもの
- その他、印影が不鮮明、外枠が無いなど登録するのに適当でないもの



2 文書照会による登録手続き

- (1)「照会書（回答書、代理人選任届）」は、登録者本人へ郵便で送付します。
- (2)「照会書（回答書、代理人選任届）」の記入は、必ず登録者本人が行ってください。
- (3)「照会書（回答書、代理人選任届）」を窓口へ提出する際には、次のものが必要になります。

①登録者本人が提出する場合

登録しようとする印鑑、「照会書（回答書）」、本人確認書類2点（健康保険証・年金手帳など）

②代理人が提出する場合

登録しようとする印鑑、「照会書（回答書、代理人選任届）」、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・年金手帳等）、登録申請者の本人確認書類（健康保険証、年金手帳など）

※「なりすまし」による印鑑登録証の不正取得を防止するため、照会書の提出の際には登録申請者（代理人による提出の場合は登録申請者と代理人）の本人確認をします。

旧砺波市・庄川町の印鑑登録証を所有している方へ

合併により、旧市町で使用されていた印鑑登録証は新市の印鑑登録証に変わりました。印鑑登録証明書の交付の際に順次切替をしていますので、ご協力をお願いします。

●必要なもの…旧砺波市・庄川町の印鑑登録証

●切替方法……市民課、庄川支所市民福祉課で「印鑑登録証切替申請書」を記入し、旧砺波市・庄川町の印鑑登録証を添えて提出してください。

※印鑑登録証明書は、不動産の登記、金銭貸借の際などに使われる大切なものであり、その取扱いを誤ると大きな損失を招くおそれがあります。印鑑登録証や登録印鑑を紛失した場合は、速やかに亡失届を提出してください。

マイナンバーカードは、身分証明書として使用できるほか、e-Taxなどの各種サービスに利用できます。

マイナンバーカードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、生年月日、性別、個人番号と電子証明書に限られ、所得などの情報は記録されません。

●申請方法

受付窓口	手続き	通知
地方公共団体 情報システム 機構	<p>◆郵送申請</p> <p>通知カードに同封されていた返信用封筒に次のものを入れて郵送 ※市販の封筒でも郵送可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カードに付属の「個人番号カード交付申請書」 ・写真(4.5×3.5 cm) 1枚 <p>郵送先：〒219-8732 日本郵便株式会社川崎東郵便局 郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター宛</p> <p>◆オンライン申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホやデジカメで撮影した顔写真を使って申請 ・通知カードに付属の「二次元コード」を利用 <p>◆まちなかの証明写真機からの申請</p> <p>通知カードに付属の「二次元コード」を利用</p>	交付通知書(はがき)を送付します。

●受取方法

受取窓口	必要なもの	交付
市民課 ・ 市民福祉課 (庄川支所)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付通知書(はがき) ・通知カードまたは個人番号通知書 ・本人確認書類(①または②) <p>①運転免許証やパスポート等、公的機関が発行した顔写真付の本人確認ができるもの1点</p> <p>②健康保険証と年金証書等、氏名と、住所または生年月日が記載された身分証明書2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード(所有者のみ) <p>○本人が窓口にお越しください。(本人確認の重要性から、原則代理人への交付は行いません)</p> <p>※通知カードは本人確認書類として利用不可</p>	交付通知書(はがき)表面の目隠しシールをはがして、交付場所を確認してください。



市 税

市税の主なもの

税務課

種類	納税義務者	備考
市県民税	1月1日現在、市内に住所がある方で、前年中に所得があった方 1月1日現在、市内に事務所・事業所などを所有する方で、市内に住所がない方	税額は、前年中の所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに所得の申告を行ってください。税制上被扶養者ではない方は申告が必要です。
固定資産税	1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有する方	所有する土地や家屋の評価額に関して周辺の土地・家屋と比較し、その評価の妥当性を確認できる縦覧制度（毎年4月1日～30日）と、納税者本人だけでなく借地・借家する人もその資産に関する固定資産税台帳を見ることができる閲覧制度（通年）があります。 また、事業用償却資産を有する場合は、1月31日までに償却資産申告書を提出してください。
軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する方	身体に障がいのある方等が所有し、障がい者本人やその家族が運転する軽自動車の税金は、減免される場合があります。



※市県民税申告等について、申告期限の日が土・日曜、祝日などの休日に当たる場合は、その翌日

◎市税の納期限（令和4年度）

期別	市県民税	固定資産税	軽自動車税
第1期	6月30日	5月2日	5月31日
第2期	8月31日	8月1日	
第3期	10月31日	12月26日	
第4期	1月31日	2月28日	

※納期限の日が土・日曜、祝日などの休日に当たる場合は、その翌日（休日除く）

毎週月曜（月曜が祝日の場合は、火曜）は、窓口を午後7時まで延長しています。市税の納付や納税相談にご利用ください。

◎たばこ税

市内で購入したたばこの本数に応じた金額が「たばこ税」として市の収入となるので、ぜひ市内でお買い求めください。

◎入湯税

鉱泉（温泉）浴場への入湯に対し、1人1日について150円の入湯税が課されます。

ご不明な点は、納税通知書や市ホームページ等でご確認ください。



市税等公金の納付は口座振替が便利

市税、後期高齢者医療保険料、各種使用料などは口座振替登録により自動振替の方法で納めることができます。口座振替を利用すると、金融機関等で払込手続きをしなくても納期ごとに指定口座から振り替えられます。

対 象	要件	取扱金融機関に口座をもっている方
	税種	市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、下水道受益者負(分)担金、住宅使用料、訪問介護料
取扱金融機関		北陸銀行、北國銀行、富山銀行、富山第一銀行、高岡信用金庫、砺波信用金庫、富山県信用組合、となみ野農業協同組合、北陸労働金庫、ゆうちょ銀行
申 込 方 法		指定の預金口座がある取扱金融機関の窓口で申し込んでください。 【必要なもの】・砺波市税等預金口座振替依頼書（市内金融機関や市役所にあります） ・預金通帳、通帳の届出印 ※郵便による口座振替依頼の手続きも可能

非接触で納付可 スマホ コンビニ でも納付可能

納付書に記載されているバーコードをお持ちのスマホで読み取り、非接触で納付ができます。

対 象	要件	金額が30万円未満のもの
	税種	市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道料、開栓手数料
取 扱	スマホ	PayPay、LINEPay、支払秘書
	実店舗	コンビニ（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等）、MMK 設置店

非接触で納付可 クレジット でも納付可能

インターネットを利用したクレジットカード払い（F-REGI 公金支払い）に対応しています。パソコンやスマホなどのインターネット環境があれば、24時間、自宅等で納付できます。

対 象	要件	納付書を利用して納付している方（口座振替をご利用の方は不可）
	税種	市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
注 意 点		・納付手続きごとに、別途決済手数料が必要 ・各税金の納入期日ごとに手続きが必要

ご不明な点は、税務課納税係までご連絡ください。（☎0763-33-1302）

軽自動車のナンバープレートの変更

軽自動車の異動（廃車・名義変更・住所変更等）の手続きは、下記のとおりです。



車種	受付場所	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 125cc以下 ・小型特殊自動車 (農耕作業用を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課 ・市民福祉課（庄川支所） 	P12の「原動機付自転車・小型特殊自動車の登録などの手続き」をご覧ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・二輪の軽自動車 (126～250cc以下) ・二輪の小型自動車 (251cc以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の定置場の管轄の都道府県運輸支局 ・富山県内は北陸信越運輸局富山運輸支局 (富山市新庄町馬場82 ☎050-5540-2044) 	左記窓口にお問合せください。
三輪・四輪	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の定置場の管轄の軽自動車検査協会 ・富山県内は軽自動車検査協会富山事務所 (富山市藤木520-1 ☎050-3816-1852) 	左記窓口にお問合せください。

となみ（1073）暮らし応援プロジェクト

市民生活課・都市整備課・こども課

UIJターンや移住定住を進めるため、砺波での暮らしを応援する事業です。

砺波市の住みやすさを実感してもらうため、転入世帯や子育て世帯への住宅取得、家賃支援、結婚新生活への支援、子どもの出産への祝意を表す事業を行います。このほか、三世帯同居支援の新築・増改築、引越し、空き家利活用の支援も引き続き推進します。

対象者

- ・転入世帯：夫婦のどちらかが39歳以下かつどちらかが転入である世帯
- ・子育て世帯：転入する中学生までの子がいる世帯
- ・新婚世帯：市内在住または結婚を機に転入する世帯
- ・三世帯世帯：親・子・孫等と三世帯以上が同居または近居の世帯
- ・出生した子と同居する世帯：出生したお子さんがいる市内に住所を有する世帯
- ・空き家情報バンクの物件を利活用する方



事業名 担当部署	補助内容	補助対象等
1 住宅取得支援事業 市民生活課	住宅取得のための借入額の1/10 となみ ・新築住宅 上限 107.3万円 ・中古住宅 上限 50万円 ※補助金交付後、市内に10年以上居住すること	<ul style="list-style-type: none"> ・転入世帯、子育て世帯 ・転入の日から3年以内の者で転入の前1年間に於いて市内に住所を有していなかった者の属する世帯 ・令和3年以降、建設工事請負契約または売買契約をした住宅（新築または中古住宅、マンション含む） ・三世帯同居・近居住宅支援事業補助金の交付を受けた者を除く
2 家賃支援事業 市民生活課	上限 月額1万円（3年間） ※補助金交付後、市内に5年以上居住すること	<ul style="list-style-type: none"> ・転入世帯、子育て世帯 ・転入の前1年間に於いて市内に住所を有していなかった者の属する世帯 ・令和3年以降、民間賃貸住宅の賃貸契約をした世帯
3 結婚新生活支援事業 市民生活課	上限 30万円 新居の住宅取得費用または住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用	<ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯 ・令和4年1月1日～令和5年3月31日に婚姻届を提出して受理された世帯で、夫婦とも39歳以下かつ、夫婦の世帯所得400万円未満
4 移住・定住引越し支援事業 市民生活課	引越し経費 同居1/2 近居1/4 県外からの転入 （上限 同居5万円 近居2万5千円） 市外からの転入 （上限 同居2万円 近居1万円） 市内における転居 （上限 同居1万円 近居5千円） ※補助金交付後、三世帯同居・近居を3年以上継続すること	<p>転入・転居により新たに三世帯同居・近居になるための引越し経費（次の条件を満たすもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①引越し後、三世帯同居・近居である ②引越しを運送業者に依頼する ③三世帯家庭の全員が過去にこの補助金の交付を受けていない
5 新生児出産サポート金 こども課	出産等にかかる保護者の経済的負担を解消するためのサポート 第1子：5万円 第2子：7万円 となみ 第3子以降：107,300円	出生時の住所が砺波市にある新生児 （1歳になる前に市外へ転出した場合は返金が必要）

6	出産祝い事業 市民生活課 こども課	オリジナル“スタイ”（まえかけ）を贈呈	新生児と同居する世帯
7	三世帯同居・ 近居住宅支援 事業 都市整備課	<p>購入者 改修等経費の1/2 上限50万円 三世帯同居 改修等経費の3/4 上限200万円 三世帯近居 改修等経費の3/4 上限100万円 ※補助金交付後、10年以上居住すること</p> <p>賃貸人（空き家を賃貸する大家） 改修等経費の1/2 上限20万円 ※補助金交付後、5年以上賃貸すること</p> <p>賃借人 上限1万円（3年間） ※補助金交付後、5年以上居住すること</p> <p>1 令和3年以降に契約着工 新築 三世帯同居 対象工事の1/10 上限^{となみ}107.3万円 三世帯近居 対象工事の1/20 上限50万円</p> <p>増改築 三世帯同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世帯近居 対象工事の1/20 上限10万円</p> <p>2 令和2年以前に契約着工 三世帯同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世帯近居 対象工事の1/20 上限10万円 ※対象工事の費用の支払い完了日から 1年以内であること ※補助金交付後、三世帯同居・近居を 3年以上継続すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報バンクを利用して購入・賃貸する住宅 ・申請者や対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない ・住宅取得支援補助金の交付を受けていない三世帯同居・近居するために実施する改修等の経費（①②の条件を満たすもの） ①工事完了後、三世帯同居・近居である ②三世帯同居・近居住宅支援事業の交付を受ける者を除く <ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報バンクの物件を市外の方が賃借 ・申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない ・家賃支援補助金の交付を受けていない <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築工事（建売住宅または中古住宅の購入を含む） ・既存住宅の増改築工事（リフォーム含む） <p>どちらかの工事で①～⑨の条件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事完了後、三世帯同居・近居である ②三世帯家庭のいずれかが所有する住宅 ③令和3年以降に契約着工したもの（令和2年以前に契約着工したものについては、対象工事の費用の支払日から1年以内であること） ④対象工事が50万円（税込）以上の工事 ⑤三世帯家庭の全員と対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑥三世帯家庭に属する者またはその者が代表となる法人が施工する工事を除く ⑦定住促進空き家利活用補助金の交付を受けた者を除く ⑧木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く ⑨住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く
8	お試し移住 体験事業 （市営住宅活用） 都市整備課	移住希望者がとなみ暮らしを体験 入居期間：1か月単位（最長2年） 入居物件：全4室 月額家賃：12,600円～（所得に応じて変動）	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望の市外の方（単身可） ・地域の自治会に加入し、地域活動に参加できる方
9	お試し移住 体験事業 （佐々木邸） 市民生活課	移住希望者がとなみ暮らしを体験 料金：1泊1千円 布団レンタル：1泊2日1,650円～ 連泊：1週間以内	移住希望の市外の方（単身可）



三世代同居・近居推進事業

市民生活課

“地域性”を生かしながら豊かな持続力ある社会づくりや、次世代への文化等の継承を図るため、家庭内での子育てや高齢者介護など、世代間で支え合う機能が期待される「三世代同居の推進」を人口対策事業として積極的に取り組んでいます。

この事業の「三世代同居」とは…

三世代以上が同一敷地内または隣接する敷地に居住している状態

ただし、下記事業のうち1、2、5～7は、近居【三世代以上が同一の自治振興会の区域内（庄東小学校と庄川小学校の通学区域にあっては、それぞれの通学区域内）または市内で直線距離500mの範囲内に居住している状態】を含みます。

※下記事業のうち8、9については、居住要件はありません。

	事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
1	三世代子育て 応援給付金 給付事業 (となみっ子 にっこり子育て プロジェクト) こども課	最大10万円 （1人につき1回限り） 入所（入園）時点からさかのぼって 条件を、 3年以上満たす 10万円 2年以上3年未満満たす 6万円 1年以上2年未満満たす 2万円	同居・ 近居	生まれてから保育所等を利用（広域入所を含む）していない子どもをもつ保護者 子どもが満3歳（4月1日時点）までの 期間に次の条件を満たす ①三世代同居をしている ②砺波市に住所を有する（三世代同居の 定義に準じた住所）
2	高齢者ちょっと ねざらい事業 社会福祉課	1万円（上限） ・宿泊・飲食料金（各種税含む）が 対象 ・利用額が1万円未満の場合は実費額 ・市内宿泊施設の利用に限る 砺波市ホテル旅館組合加盟施設 庄川峡観光協同組合加盟施設	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②満75歳以上で5歳毎の節目の年齢を迎える ・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻み ・要介護認定4・5の方は対象外 ・年度内に対象となる方は誕生日前でも 申請・利用が可能（事前申請が必要）
3	介護者も ちょっと一息事業 高齢介護課	介護保険制度のショートステイ（短期 入所生活介護）の自己負担額 を助成 ・滞在費、食費、日常生活費を除く ・1回の利用につき2泊3日以内 （年間最大6回まで）	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②要介護認定4以上で65歳以上の在宅高齢者 ③ショートステイは次の施設を利用すること （いずれも市内に限る） 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
4	移住・定住 引越し支援事業 市民生活課	P18参照	同居・ 近居	P18参照
5	三世代同居・ 近居住宅支援 事業 都市整備課	P19参照	同居・ 近居	P19参照



	事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
6	定住促進 空き家利活用 補助金 市民生活課	三世帯同居 改修等経費の3/4(上限200万円) 三世帯近居 改修等経費の3/4(上限100万円) ※三世帯同居対象外でも、改修等経費 の1/2(上限50万円)まで補助	同居・ 近居	三世帯同居・近居するために実施する 改修等経費(①～⑤の条件を満たすもの) ①工事完了後、三世帯同居・近居である ②空き家情報バンク経由で購入した住宅 ③10年以上居住する意思がある ④申請者および対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑤「三世帯同居・近居住宅支援事業」 の交付を受ける者を除く
7	孫とお出かけ 支援事業 市民生活課	入館料等無料(58施設) 県内13市町村の連携事業 (砺波市6施設、富山市14施設、 高岡市10施設、小矢部市2施設、 南砺市12施設、射水市2施設 氷見市3施設、滑川市2施設、 魚津市2施設、黒部市5施設) 【市内の対象施設】 チューリップ四季彩館、砺波市美術館、庄 川美術館、庄川水資料館、となみ散居村ミ ュージアム(民具館)、出町子供歌舞伎曳 山会館	なし	同居の有無にかかわらず、砺波市、富 山市、高岡市、小矢部市、南砺市、射 水市、氷見市、滑川市、魚津市、黒部 市、舟橋村、上市町、立山町に居住す る祖父母と、孫(居住地・年齢を問わ ない)と一緒に施設を訪れたとき ※チューリップ四季彩館、砺波市美術館 は、チューリップフェア期間を除く
8	三世帯交流 ふれあい事業 生涯学習・スポーツ課	補助対象経費の100% ※食糧費のみ補助対象経費の1/2以内 (1事業当たり上限2万円)	なし	市内の自治会や各種団体が、昔ながら の遊びや郷土料理などの伝承、スポー ツ・レクリエーションなどを通して三 世代交流を推進する事業に要する経費



国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

1 国民健康保険

市民課

●加入する方

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方や生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。



●主な届出

国民健康保険に加入または脱退するときは、14日以内に届け出てください。

届出や申請等の際には、マイナンバーと本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）が必要です。

このようなとき		必要なもの
国民健康保険に加入する	他市区町村から転入してきた	・転出証明書 ・本人確認書類 ※転入手続きを行ってください。
	職場の健康保険をやめた	・本人確認書類 ・職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれた	・本人確認書類
	生活保護を受けなくなった	・保護廃止決定通知書 ・本人確認書類
	外国籍の方が加入する	・在留カード
国民健康保険を脱退する	他市区町村へ転出する	・国民健康保険証 ・本人確認書類
	職場の健康保険に加入した	・国民健康保険証 ・加入した健康保険の保険証
	生活保護を受けるようになった	・国民健康保険証 ・保護開始決定通知書
	死亡した	・国民健康保険証
その他	住所、氏名、世帯主が変わった 世帯を分けた 世帯を一緒にした	・国民健康保険証 ・本人確認書類
	国民健康保険証を紛失した	・本人確認書類
	就学により親元を離れるなどの理由で 住民登録を市外にする	・国民健康保険証 ・本人確認書類 ・在学証明書 など



●主な給付・貸付・助成

項目	内容
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したとき42万円を上限に支給します。原則として、出産育児一時金を国民健康保険から医療機関等に直接支払います。出産費用が支給決定額より少ない場合、申請により差額を支給します。
葬祭費	国民健康保険に加入している方が死亡したとき、葬儀を行った方に対し、3万円を支給します。
高額療養費	1か月に医療機関に支払った医療費が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額が申請により高額療養費として支給されます。 入院することが決まったときなどに、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を申請し医療機関に認定証を提示することにより、医療費の一部負担金が、一医療機関ごと月単位で自己負担限度額にとどめられます。（限度額適用認定証は、その交付申請をした月の初日から有効） 医療機関に「限度額適用認定証」を提示しなかったときや、複数医療機関を受診した場合、「限度額適用認定証」を持っていても高額療養費の対象となる場合があります。
高額療養費 (外来年間合算)	計算期間（8月1日～翌年7月末日）における外来診療の自己負担額の合計額が、年間限度額を超える場合に、その超えた額が申請により支給されます。

項目	内容
高額療養費（委任払） ※砺波総合病院のみ	高額療養費相当額の支給を砺波総合病院に委任されることにより、自己負担限度額のみ支払うことになる委任払があります。
高額療養費貸付事業	高額療養費として支給される金額の9割相当額まで貸付します。
高額医療・高額介護 合算制度	同じ世帯の中で、1年間（8月1日～翌年7月末日）に支払った、医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合は、その超えた額が申請により支給されます。
ミニドック費用助成事業	砺波総合病院でミニドックを受診した場合、申請により費用の一部を助成します。 ※助成対象となるには要件がありますので、事前にご確認ください。

●国民健康保険税

国民健康保険税は、次の基準額により世帯単位で計算された額を世帯主が納税義務者となって納めます。

【世帯の年間保険税額】 所得割＋均等割＋平等割

	医療給付費	後期高齢者 支援金	介護納付金 (40歳～64歳)
所得割 前年の所得に応じて計算	6.9%	1.9%	1.3%
均等割 被保険者1人当たり	26,000円	7,300円	5,400円
平等割 1世帯当たり	23,000円	5,300円	5,000円
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※条例の改正により金額を変更する場合があります。

○国民健康保険税の納期限

期別	納期限	期別	納期限	期別	納期限
第1期	7月31日	第4期	10月31日	第7期	1月31日
第2期	8月31日	第5期	11月30日	第8期	2月末日
第3期	9月30日	第6期	12月25日		

※納期限が土・日曜、祝日などの休日にかかる場合は、その翌日（休日除く）

※国民健康保険は被保険者の皆さんの保険税により運営されています。国民健康保険税は納期限までに納めましょう。

※納付は、口座振替をご利用いただくと便利です。

○世帯主（65歳～74歳）であって、次の①～③すべてに当てはまる方は、国民健康保険税が年金から天引き（特別徴収）されます。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方が全員65歳以上75歳未満であること。
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせ年金年額の1/2を超えないこと。

○国民健康保険税の納付方法の変更

年金天引きにより国民健康保険税を納付する方については、申し出により納付方法を口座振替へ変更できます。

※変更を希望する方は、金融機関へ口座振込依頼書を提出したうえで、窓口（税務課や市民福祉課（庄川支所））で申し出ください。窓口では金融機関で提出した依頼書の「本人控」が必要です。

●加入する方

75歳以上の方は75歳の誕生日当日から、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方は認定を受けた日から、後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

●主な届出

届出や申請等の際には、マイナンバーの記入と本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）が必要です。

このようなとき	必要なもの	いつまでに
県外から転入した	・負担区分等証明書	14日以内に
県外へ転出する	・被保険者証	
死亡した	・死亡した方の被保険者証 ・申請者の通帳など	
一定の障がいがある65歳以上の方で、被保険者としての認定を受けようとする	・健康保険証 ・障害者手帳、国民年金証書など	認定を受けようとするとき
生活保護を受け始めた	・被保険者証	速やかに

※75歳から加入する方は手続きは不要で、誕生日の前までに被保険者証を送付

●主な給付

項目	内容
療養の給付	病気やけがで医療機関にかかるときは、かかった医療費の1割負担(※)（現役並みの所得がある方は3割負担）で受診できます。
入院時食事療養費	入院したときの食事代のうち1食分として定められた費用を自己負担すれば、残りは入院時食事療養費として負担します。
高額療養費	1か月の医療費の自己負担額が限度額を超える場合、限度額を超えた分を高額療養費として支給します。新規該当の方に高額療養費支給申請書を郵送しますので、申請してください。申請は初回のみで、それ以後は指定された口座へ振込みます。
療養費	医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したときや、急病などで保険証を持たずに受診したときなど、いったん全額自己負担した場合、申請により自己負担分を除いた額を療養費として支給します。
葬祭費	後期高齢者医療制度に加入している方が死亡したとき、葬儀を行った方に対し3万円を支給します。
人間ドック助成事業	対象の検査機関で、人間ドックを受診する場合、申請により費用の一部を助成します。 ※助成対象となるには要件がありますので、事前にご確認ください。

※令和4年10月から、一定以上の所得がある方(現役並み所得者を除く)は2割負担となります。



●保険料

保険料は均等割額と所得割額を合計し、被保険者が一人ひとり納めます。

$$\text{保険料 (年額) ※1} = \text{一人ひとりが平等に負担する【均等割額】46,800円 (年額)} + \text{所得に応じて負担する【所得割額】所得} \times 8.82\% \text{ (年額) (※2)}$$

※1 上限は66万円

※2 所得＝収入額－必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）－43万円

○納付の方法

保険料は介護保険料と同様、原則として年金天引きにより納めていただきます。

- ・年金が年額18万円以上の方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料を合計した金額が年金受給額の1/2以下の方



年金天引き
(特別徴収)

上記に該当しない方は、口座振替等で納めてください。（普通徴収）

○保険料の納付方法の変更

申し出により、保険料の納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

※変更を希望する方は、金融機関へ口座振込依頼書を提出したうえで、窓口（市民課や市民福祉課（庄川支所））へ申し出てください。窓口では金融機関で提出した依頼書の「本人控」が必要です。

○保険料の納期限

【特別徴収】・・・年金天引きによる納付

期別	納期限	期別	納期限	期別	納期限
第1期	4月15日	第3期	8月15日	第5期	12月14日
第2期	6月15日	第4期	10月15日	第6期	2月15日

※年金の支払日が土・日曜、祝日などの休日に当たる場合は、その前日（休日除く）

【普通徴収】・・・口座振替や納付書による納付

期別	納期限	期別	納期限	期別	納期限
第1期	7月31日	第4期	10月31日	第7期	1月31日
第2期	8月31日	第5期	11月30日	第8期	2月末日
第3期	9月30日	第6期	12月25日		

※納期限が土・日曜、祝日などの休日に当たる場合は、その翌日（休日除く）

後期高齢者医療保険は被保険者の皆さんの保険料により運営されています。保険料は期限までに納めましょう。お支払いは、口座振替を利用すると便利です。

●加入する方

日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

○国民年金の加入者（被保険者）は次の 3 種類に分けられます。

第 1 号被保険者………自営業・学生など（厚生年金に加入していない方）

第 2 号被保険者………会社員、公務員など

第 3 号被保険者………会社員や公務員（第 2 号被保険者）に扶養されている配偶者

○次のような方は、希望により国民年金に加入できます。（任意加入被保険者）

- ・日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方
- ・海外に住所のある 20 歳以上 65 歳未満の日本人

●主な届出

届出の際には、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）が必要です。

このようなとき	届出場所	必要なもの
勤め先を退職した（厚生年金をやめた）	市民課 ・ 市民福祉課 （庄川支所）	<ul style="list-style-type: none"> ・退職した年月日がわかる書類 ・本人確認書類
厚生年金に加入している配偶者に扶養されなくなった （離婚、死別、収入が増えた等）		<ul style="list-style-type: none"> ・扶養されなくなった年月日がわかる書類 ・本人確認書類
任意加入するとき、やめるとき		<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類
保険料の納付が困難（納付免除申請をする）		<ul style="list-style-type: none"> ・離職票（退職された方） ・本人確認書類 ・学生証（学生納付特例(※)を申請する場合） ※届出して承認を受ければ在学期間中の保険料が後払いできる制度
会社員や公務員になった （厚生年金に加入した）	勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は事業主が行う。
厚生年金に加入している配偶者に扶養されるようになった（結婚した、収入が減った等）	配偶者の勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養申請と一緒に事業主が行う。
第 3 号被保険者の住所・氏名等の変更または配偶者の勤め先が変わった		<ul style="list-style-type: none"> ・扶養申請と一緒に事業主が行う。
基礎年金番号通知書（年金手帳）を紛失した	第 1 号被保険者は 市民課 ・ 砺波年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類

※海外に居住していたため、マイナンバーをお持ちでない方は、基礎年金番号通知書（年金手帳）が必要



保険料

保険料は、20歳以上60歳未満の40年間納めます。

○第1号被保険者の保険料

定額保険料……………月額16,590円(令和4年度分)
付加保険料……………月額400円

○納付の方法等

第1号被保険者…日本年金機構から送付の納付書により金融機関やコンビニ等で納めてください。
※お支払いは口座振替をご利用いただくと便利です。
第2号被保険者…給料からの天引きにより納付されます。
第3号被保険者…制度全体で負担するため、国民年金保険料を自ら納める必要はありません。

○前納割引制度

その年度の保険料を一括して納付(前納)する場合に、割引される制度です。

○早割納付

口座振替で当月末の引き落としを希望すると保険料が50円割り引きになります。
(※6か月前納・1年前納・2年前納は、さらに割引額が大きくお得です)

●免除制度

保険料を納めることが困難な方は、申請により納付が免除される制度で、全額免除と4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。免除された期間は資格期間として計算されますが、年金額は保険料を納付した場合の2分の1(全額免除)、8分の5(4分の3免除)、4分の3(半額免除)、8分の7(4分の1免除)となります。(※平成21年度分以降の場合)

●納付猶予制度

20歳~40歳代(学生を除く)で、保険料を納めることが困難な方は、申請により納付が猶予されます。猶予された期間は資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

●学生納付特例制度

学生の場合、本人の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される制度です。特例を受けた期間は、資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。
※保険料の未納期間があると老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給できない場合もあります。また、学生は申請免除を受けることはできません。

●産前産後期間の保険料免除制度

申請により、産前産後期間の国民年金の保険料が免除されます。

対象：国民年金第1号被保険者の方

期間：出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
(多胎の場合は、3か月前から6か月間)

※出産とは妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産含む)

1 障がい者福祉

社会福祉課

●身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級～6級の区分があります。

●療育手帳

知的障がい者と判定された方に交付され、障がいの程度によりA、Bの区分があります。

●精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級～3級の区分があります。

●手当

名称	対象者	支給額	支給時期	備考
特別障害者手当	在宅で20歳以上の最重度心身障がい者（重度の障がい2つ以上ある方や常時特別の介護が必要な方）	月額 27,300円	2、5、8、11月にそれぞれの前3か月分が支給	所得制限あり
障害児福祉手当	在宅で20歳未満の重度心身障がい児	月額 14,850円		所得制限あり
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の監護者	1級月額 52,400円 2級月額 34,900円	4、8、12（富山県では11）月にそれぞれの前4か月分が支給	所得制限あり
心身障害者福祉金	① 障がい児童（身体1～5級、療育A、B、精神1～3級） ② 重度障がい者（身体1～2級、療育A、精神1～2級） ③ 中度障がい者（身体3級、療育B、精神3級）	① 20,000円 ② 20,000円 ③ 14,000円 （全て年額）	1月	所得制限等あり 申請手続後6か月を経過した最初の1月に支給



●医療費助成制度

名称	対象者	助成内容	備考
重度心身障害者等医療費助成	（65歳未満）身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、その障がいの級が1級～2級の方または療育手帳Aの交付を受けている方または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、その障がいの級が1級の方	医療費自己負担金を助成	所得制限あり
	（65歳未満）特別児童扶養手当該当者または国民年金障害基礎年金受給者（上記に該当しない方）	入院の場合の医療費自己負担金の1/2を助成	住民税非課税世帯に限る
	（65歳以上）身体障害者手帳の交付を受けている方のうちその障がいの級が1級～4級の一部の方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の1級～2級の方または国民年金障害年金1級～2級受給中の方	医療費自己負担金の一部または全額助成	所得制限等あり 窓口負担割合が3割の方は一部助成
	（65歳以上70歳未満）身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、その障がいの級が4級～6級の方または療育手帳Bの交付を受けている方	医療費自己負担金の一部を助成	所得制限あり

● 障害者総合支援法（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律）

名称	サービス名	内容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または知的障がい・精神障がいにより行動障害を有する者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇成型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム） （外部サービス利用型・介護サービス包括型・日中サービス支援型）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	就労定着支援	事業所に新たに雇用された障がい者に対して、事業所での就労継続を図るために、事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者が居宅における自立した生活を営むうえで様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や当該障がい者からの相談に応じ、必要な援助を行います。
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由がある障がい児へ理学療法等の機能訓練または医療的管理下で、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学児童へ対して、授業の終了後または休日に、生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等（※）を訪問し障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 ※保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、その他児童が集団生活を営む施設

○相談支援事業

事業名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス利用に向け、サービス等利用計画の作成やサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	施設の退所や病院の退院を希望する障がい者に対して、地域生活の準備や福祉サービスの見学などのための同行支援や、単身で生活している障がい者へ常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援利用に向け、障害児支援利用計画の作成やサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

○地域生活支援事業

事業名	内容
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者（児）および難病患者等に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行います。（費用負担は、原則1割負担ですが、世帯の所得に応じて一定の負担上限額があります）
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者（児）の介護している家族が、通院等の社会的理由で介護できない場合に、障がい者（児）を日中において一時預かりを行うサービスです。
身体障害者訪問入浴サービス事業	家庭や施設で入浴することが困難な身体障がい者に対して、入浴者が自宅に訪問して入浴サービスを提供します。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。



名称	内容	備考
補装具費の支給	身体障がい者（児）及び難病患者等に対して、補装具（補聴器、義肢、装具、車いす等）の購入費・修理費・借受け費を支給します。	原則1割負担ですが、世帯の所得に応じて一定の負担上限額があります。

○補装具費の支給

○自立支援医療

更生医療	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方が対象です。身体の障がい除去、軽減して日常生活を容易にするための医療です。
育成医療	18歳未満の児童で、特定の障がいを持つ方が対象です。身体の障がい除去、軽減して、生活能力を得るための医療です。
精神通院医療	精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象です。精神障がい及びその障がいによって生じた病態に対して、入院しないで行われる医療です。

利用者負担の仕組み…医療費の定率1割が利用者の負担となります。

ただし、所得に応じて「月額負担上限額」が設定されます。

●各種助成制度

自動車操作訓練費の助成、自動車改造費の助成、住宅改善費の助成、福祉タクシー料金助成、有料道路通行料金の割引、鉄道運賃の割引、国内航空料金の割引、NHK放送受信料の減免、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成、人工内耳電池の助成

●心身障害者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が生存中に一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡したときまたは重度障がい者になったときに、その保護者に保護されていた障がい者に終身一定額の年金を支給します。

- ・加入できる保護者の要件：障がいのある方を現に扶養している65才未満の保護者であり特別の疾病または障がいのない方
- ・障がいのある方の範囲：知的障がい、身体障がい（身体障害者手帳1～3級）、精神・身体に永続的な障がいのある方

●ほっとなみ相談支援センター（福祉総合相談窓口）

仕事のこと、家計のこと、生活のこと、健康のことなど様々な課題を抱えた方に対して、相談者に寄り添いながら、関係機関と連携し支援を行ないます。何かお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

●生活困窮者自立支援

ほっとなみ相談支援センターでは、生活困窮者への支援を行なっています。

経済的な問題、介護医療問題、社会的な問題などで生活困窮状態の方の相談支援を行ないます。窓口に来られない場合には必要に応じて、相談員が訪問します。

区分	支援内容
自立相談支援	悩みに寄り添い、話を聞いた上で包括的・継続的に支援します。
住居確保給付金の支給	離職等により住居を失うおそれのある方へ住居確保給付金を支給します。
家計相談	家計に関する相談、家計管理に関する支援を行います。
就労支援・就労準備支援	ハローワークと連携し一体的な就労支援を行います。働くために必要な能力の訓練を行います。
学習支援	子どもの学習習慣の定着や基本的な生活習慣の習得の支援を行います。

●生活保護

生活保護は、自分の能力、資産、各種援助制度等を活用しても最低限度の生活を維持できない方を保護し、その自立を助長します。

保護の種類	保護の範囲
生活扶助	日常生活に必要な費用
住宅扶助	住宅の維持に必要な費用、家賃等
教育扶助	義務教育に必要な費用（教科書、学用品等）
介護扶助	介護保険に伴う費用
医療扶助	診療、治療費、薬代等
出産扶助	出産に伴う費用
生業扶助	生業費用、技能習得費用
葬祭扶助	葬祭に必要な費用

●生活福祉資金貸付 社会福祉協議会（☎0763-32-0294 / 庄川支所☎0763-82-3520）

低所得世帯や療養又は介護を要する高齢者のいる世帯、障がい者のいる世帯への福祉援助を目的に、資金の貸付けを行います。また、離職者や住居のない離職者への一時的な生活費や住宅入居費の貸付けを行います。資金により対象になる世帯が異なりますので、詳しくは社会福祉協議会にお問合せください。

資金の種類		資金の内容
福祉資金 ※低所得・障害者・高齢者世帯が対象	福祉費	日常生活を送るうえで、自立生活に一時的に必要であると見込まれる費用
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合に必要な資金
教育支援資金 ※低所得世帯が対象	教育支援費	高校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	高校、大学、高等専門学校の入学に際し必要な経費
総合支援資金 ※離職者が対象	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活再建するために一時的に必要な費用
臨時特例つなぎ資金 ※住居のない離職者が対象		公的給付や公的貸付金の交付を受けるまでの不足する生活費

※資金ごとに貸付限度額等が異なります。

●児童手当

対象者	支給額（月額）	支給時期
中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日）までの児童を養育している方	0歳～3歳未満（一律）	15,000円
	3歳～小学校修了前（第1子、第2子）	10,000円
	”（第3子以降）	15,000円
	中学生（一律）	10,000円
	所得制限以上、所得上限限度額未満である者（一律）	5,000円
		2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給

※令和4年10月から、所得上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。

※受給するためには認定請求書の提出が必要です。

※転入した方で前住所地で手当を受給していた場合でも、新たに請求する必要があります。

※初めて砺波市で認定請求書を提出する場合、児童の父母のマイナンバーの分かる書類と届出者の本人確認ができる書類（運転免許証等）が必要です。

●医療費助成制度

名称	対象者	助成内容	備考
子育て支援医療費助成	中学校3年生までの児童	保険診療の自己負担分（食事療養費は除く）	
妊産婦医療費助成	妊娠中または出産日の翌月末日までの女子で対象疾病（妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産）に罹患している方	対象疾病にかかる保険診療の自己負担分	申請月の初日から助成対象

※乳幼児健診については、P43をご覧ください。



●未熟児養育医療

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする児童を対象として、指定養育医療機関においてその養育に必要な医療の給付を行う制度です。

●保育所

保育所は、法律に基づき保護者が仕事などにより家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育するところです。

○定員（電話番号等の一覧はP82を参照）

施設名	定員	施設名	定員	施設名	定員
庄下	130人	東山見	100人	雄神	45人
東部	160人	青島	90人	種田	45人

○入所条件

入所できるおさんは、保護者が次のいずれかの事情でお子さんを保育できない場合です。

- 1 保護者が1か月あたり48時間以上働いている
- 2 妊娠中または出産後間がない
- 3 長期にわたり疾病の状態にあるまたは精神もしくは身体に障がいを持っている
- 4 同居の親族を常時介護または看護している
- 5 火災、風水害、地震等の災害の復旧に当たっている など

○保育時間

施設名	保育標準時間	保育短時間
庄下、東部、東山見、青島、雄神、種田	午前7時30分～午後6時30分	午前8時30分～午後4時30分

延長保育・土曜保育を希望される方は、各園にお問合せください。

○入所申込み

- ・前年の10月に入所申込みの受付を行います。（広報となみ10月号（前年）に案内を掲載）
年度途中（4月以降～翌年3月31日）に入所を希望される場合もその際に受付します。

○保育料

- ・保育料は、児童の年齢および保護者の市民税所得割課税額により決定されます。
- ・同時に2人の児童が入所している場合の保育料は、2人目の児童が基準額の半額となります。
- ・第3子以降の児童の保育料は無料となります。
- ・3歳以上（4月1日現在）のお子さんは「幼児教育・保育の無償化」に伴い、無料となります。

○給食費

- ・実費負担です。金額については各施設へお問合せください。
- ・一定の市民税所得割課税額未達の世帯や第3子以降のお子さんの場合は給食費のうち副食費の徴収を免除します。

○広域入所制度

- ・広域入所制度とは、保護者の仕事の都合などにより住所地以外の市町村の保育所（園）などへ入所できる制度です。市町村ごとに受入基準がありますので、詳しくはこども課までお問合せください。

●認定こども園

認定こども園は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、教育や保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長がはかれるようにするところです。

○定員（電話番号等の一覧はP82を参照）

施設名	定員	施設名	定員
出町認定こども園	270人	ちゅうりっぶ認定こども園（私立）	135人
南部認定こども園	195人	あぶらでん認定こども園（私立）	215人
北部認定こども園	265人	認定こども園出町青葉幼稚園（私立）	97人
太田認定こども園	165人	幼保連携型認定こども園 東般若保育園（私立）	90人
		たかのす認定こども園（私立）	115人

○入園の条件

2号・3号認定（保育所タイプ）は保育所の、1号認定（幼稚園タイプ）は幼稚園の条件に準じます。

○保育時間

2号・3号認定（保育所タイプ）は保育所の、1号認定（幼稚園タイプ）は幼稚園の時間に準じます。
なお、私立施設の保育時間は、各園にお問合せください。

○一時預かり事業（認定こども園1号認定対象）

通常の教育時間に引き続いて行う預かり保育です。利用料については別途申請により「幼児教育・保育の無償化」の対象となります。一時預かりの利用を希望される方は、各園へお問合せください。

平日の教育時間外保育	午前7時30分～8時	100円/日
	午後2時～7時	100円/時間
休業日に行う保育 ※別途給食代が必要	午前7時30分～8時	100円/日
	午前8時～午後7時	100円/時間

※私立施設の一時預かり事業は、各園へお問合せください。

○入園申込み

前年の10月に入所申込みの受付を行います。（広報となみ10月号（前年）に案内を掲載）
年度途中（4月以降～翌年3月31日）に入所を希望される場合もその際に受付します。

○保育料

- ・保育料は、児童の年齢や保護者の市民税所得割課税額により決定されます。
- ・同時に2人の児童が入所している場合の保育料は、2人目の児童が基準額の半額となります。
- ・第3子以降の児童の保育料は無料となります。
- ・3歳以上（4月1日現在）のお子さんは「幼児教育・保育の無償化」に伴い、無料となります。

○給食費

- ・実費負担です。金額については各園へお問合せください。
- ・一定の市民税所得割課税額未達の世帯や第3子以降のお子さんの場合は給食費のうち副食費の徴収を免除します。

○広域入園制度

広域入所制度とは、保護者の仕事の都合などにより、住所地以外の市町村の認定こども園などへ入園できる制度です。市町村ごとに受入基準がありますので、詳しくはこども課までお問合せください。

●幼稚園

幼稚園は、学校教育法に基づき義務教育以降の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し幼児の心身の発達を助長させるところです。

○定員（電話番号等の一覧はP82を参照）

施設名	定員
般若幼稚園	90人

○入園の条件

市内に住所を有し、4月1日時点で3・4・5歳児が対象となります。

○保育時間

午前8時～午後2時。一時預かり（幼稚園型）を希望される場合、土曜等の休業日の利用を希望される場合は下記のとおりです。

○一時預かり事業（幼稚園対象）

通常の教育時間に引き続いて行う預かり保育です。利用料については別途申請により「幼児教育・保育の無償化」の対象となります。一時預かりの利用を希望される方は、園へお問合せください。

平日の教育時間外保育	午後2時～6時	100円/時間
休業日に行う保育 （太田認定こども園、般若幼稚園で実施） 【太田】※別途給食代が必要 【般若】※弁当が必要	午前8時～午後6時	100円/時間

○入園申込み

前年の10月に入所申込みの受付を行います。（広報となみ10月号（前年）に案内を掲載）
年度途中（4月以降～翌年3月31日）に入所を希望される場合もその際に受付します。

○保育料

「幼児教育・保育の無償化」に伴い、無料となります。

○給食費

実費負担です。金額については園へお問合せください。また、一定の市民税所得割課税額未達の世帯や第3子以降のお子さんの場合は給食費のうち副食費の徴収を免除します。



●一時預かり事業

保護者が次のような理由により家庭で保育できなくなった場合に、保育園や認定こども園で一時的にお預かりします。
(生後6か月～就学前のお子さんで、利用日数は1か月12日以内とします)

- 1 仕事などにより、家庭における保育ができないとき
- 2 入・通院や冠婚葬祭などのため一時的に保育ができないとき
- 3 ボランティアや地域社会活動などのため保育ができないとき
- 4 その他緊急一時的に保育を必要とするとき

○実施施設一覧（電話番号等の一覧はP82を参照）

施設名	
出町認定こども園（幼保連携型）	ちゅうりっぷ認定こども園（幼保連携型）（私立）
南部認定こども園（幼保連携型）	あぶらでん認定こども園（幼保連携型）（私立）
北部認定こども園（幼保連携型）	幼保連携型認定こども園 東般若保育園（幼保連携型）（私立）
太田認定こども園（幼保連携型）	たかのす認定こども園（幼保連携型）（私立）

○保育日と保育時間

月～金曜（祝祭日、年末年始を除く）の午前8時30分～午後4時30分

○利用料（基本料金）

1日2,000円（昼食あり）、半日1,000円（昼食なし）



○申込み

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、希望する施設へお申し込みください。申込書は各施設にあります。

●病後児保育事業

お子さんが病気回復期で医療機関による入院加療の必要はないが、安静等が必要で集団生活が困難なときにお子さんを預かる事業です。利用料金は、1日2,000円（昼食あり） 半日1,000円（昼食なし）です。詳しくは、ちゅうりっぷ認定こども園（☎0763-33-4478）へお問合せください。

●子育て支援センター

子育て家庭に対して、育児不安などについての相談、助言を行い、子育てに関する情報を提供します。また、子育てサークルなどへの支援を行います。費用は無料です。

施設名	所在地	電話 (市外局番：0763)	開館時間
北部子育て支援センター	北部認定こども園併設	33-7515	月～金曜 午前9時～ 午後5時
太田子育て支援センター	太田認定こども園併設	33-6288	
出町子育て支援センター	出町認定こども園併設	32-2776	
南部子育て支援センター	南部認定こども園併設	32-6016	
庄川子育て支援センター	青島児童館内	82-6470	月～金曜 午前9時～ 午後3時
ちゅうりっぷ子育て支援センター	ちゅうりっぷ認定こども園併設	32-7978	
あぶらでん子育て支援センター	あぶらでん認定こども園併設	23-4456	
東般若保育園子育て支援センター	東般若保育園併設	37-0005	
たかのす子育て支援センター	たかのす認定こども園併設	23-4288	

●その他の子育て支援事業

ほかにも各種事業を行っています。お気軽にご参加ください。

事業名	対象者	実施時期と場所	内容	連絡先 (市外局番：0763)
親子ふれ愛塾	未就園児と親、祖父母(申込制)	4～3月まで年間10回 午前10時～11時30分 苗加苑他	遊び体験、ふれ愛活動、育児相談	こども課 ☎33-1590 (申込は4月)
あいあいルーム	自治会や婦人会等の諸会合	6～3月 公民館や自社、企業の研修室等(約30分程度)	保育士、調理師等が保育知識や技術を紹介	こども課 ☎33-1596
子育て・親育ち講座	児童の保護者	10月～2月	講師を交えて育児相談、子育てについての講演会	こども課 ☎33-1590
家庭児童相談室	幼児～高校生の子どもや保護者	相談時間 月～金曜 午前8時30分～午後5時	家庭における子育ての悩み等についての専門的な相談	こども課内 ☎33-1120

●ファミリー・サポート・センター

仕事や家庭の都合で子育てを援助してほしい人(依頼会員)と子育てを援助したい人(協力会員)が登録する会員組織です。市は、依頼会員の依頼を受け、協力会員が有償ボランティアとして育児を援助する仲介を行います。(原則、援助の対象は0歳～小学校6年生)

依頼先 ☎0763-33-7515(北部子育て支援センター)・☎0763-82-6470(庄川子育て支援センター)

(受付時間：月～金曜 午前8時30分～午後5時)



●児童厚生施設(休館日：日曜、祝日、年末年始)

遊びを通して児童の健全育成を図るため、放課後や土曜などに利用できます。

施設名	所在地	開館時間	電話(市外局番：0763)
出町児童センター	本町7番5号	月曜 午後2時～5時30分 火～土曜 午前9時30分～午後5時30分	33-3890
東山見児童館	庄川町金屋1378番地	月～土曜 午後1時～5時	82-4099
青島児童館	庄川町青島3374番地2	土曜 午後1時～5時	82-6470
雄神児童館	庄川町庄3600番地1 (雄神体育館内)	土曜 午後1時～5時	82-7350
種田児童館	庄川町五ヶ4436番地1 (種田コミュニティセンター内)		82-5784

※小学校の長期休み期間中は異なる場合があります。

●放課後児童クラブ

授業の終了後や春・夏・冬休み期間中に、保護者が労働等により家庭で児童をみるのが困難な場合に児童をお預かりします。

実施施設	実施時間	費用
砺波東部小学校(れんげクラブ) 砺波北部小学校(ひよどりハウス) 鷹栖小学校(たかの子ホーム) 庄南小学校(庄南校区放課後児童クラブ) 砺波南部小学校(なんぶの家) 出町小学校(出町っ子クラブ) 庄東小学校(あすなるの家) 庄川小学校(庄川っ子クラブ)	月～金曜 放課後～午後6時 (夏季等長期休業中 月～金曜 午前8時～午後6時)	・長期休業日を含む月： 5,000円/月 ・8月：10,000円/月 ・上記以外の月：4,000円/月 (れんげクラブは5,000円/月)

●児童扶養手当

対象者	支給額（月額）
母子・父子家庭等で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を監護または養育している方	・児童1人のとき 全部支給の対象となる方 43,070円 一部支給の対象となる方 10,160円～43,060円 (支給額は消費者物価を考慮し、改定されます)
	・児童2人のとき 所得に応じ、5,090円～10,170円加算 ・児童3人以上のとき 第3子以降1人につき 所得に応じ、3,050円～6,100円加算
※受給者本人および扶養義務者の所得により支給額が変わります。また、所得制限により支給されない場合があります。	

※受給するためには認定請求書の提出が必要です。ただし、所得制限により支給されない場合があります。

※奇数月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）にそれぞれ前月分までが支給されます。

※支給開始月から5年を経過したときまたは支給要件に該当するに至った日から7年のどちらか早いほうが経過したときに、政令で定める額が減額される場合があります。

※受給権の消滅事由（事実婚を含む等）が発生した場合は、返還金が生じないよう速やかにお届けください。

●医療費助成制度

名称	対象者	助成内容
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等で18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護または養育している方及び当該児童（所得制限あり）	医療保険適用分を全額助成

●母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子・父子家庭や寡婦の方の自立の援助と児童の福祉を推進するために、無利子または低利子で資金の貸付を行っています。

資金の種類	資金の内容
事業開始資金	事業を開始するために必要な資金
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な資金
技能習得資金	事業を開始または就職するために必要な技能・知識等を修得するために必要な資金
就職支度資金	就職に必要な被服、通勤用自動車等を購入するための資金
修学資金	子どもが高校・大学等で修学するために必要な資金（授業料、書籍代、交通費等）
就学支度資金	子どもが入学するために必要な資金（入学金、被服代等）
修業資金	子どもが事業開始または就職するための技能・知識等を修得するために必要な資金
生活資金	技能修得中や母子家庭又は父子家庭となって7年未満、失業中等の生活安定のために必要な資金
住宅資金	住宅の建設、増築、改築、購入、補修等をするために必要な資金
転宅資金	住居の移転に際し、敷金、住宅の賃借等に必要な資金
結婚資金	子どもの結婚に際し必要な資金
医療介護資金	医療保険や介護を受けるために自己負担分として必要な資金 (期間はおおむね1年以内に限る)

※資金ごとに貸付け限度額・償還期限・利率等が異なります。

※連帯保証人（1名）が必要です。

●ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成

放課後児童クラブとファミリー・サポート・センターの利用料を助成します。

助成対象者：児童扶養手当を受給している保護者（一部例外があります。）

●高齢者の能力活用・社会参加

○シルバー人材センター ☎0763-33-4341

高齢者のいきがいのために、高齢者に適した仕事を引き受け就業機会を提供します。対象者は市内在住の概ね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方です。

○老人クラブ（老人クラブ連合会 ☎0763-32-0294）

健康・友愛・奉仕をモットーに、軽スポーツや友愛活動等さまざまな活動を行っています。対象者は概ね60歳以上の方です。入会申込みは、各地区老人クラブ会長へお願いします。

○福祉センター・健康福祉施設

施設名	内容	開館時間	休館日	電話 (市外局番：0763)
福祉センター麦秋苑	地域住民の健康増進とレクリエーションのための施設（高齢者以外も利用可能）	午前8時30分～ 午後5時	月曜、第3日曜、 祝祭日の翌日、 年末年始	33-2846
福祉センター苗加苑				32-7294
福祉センター北部苑			水曜、第3日曜 祝祭日の翌日、 年末年始	33-6633
社会福祉庄東センター			水曜、第3日曜、 祝祭日、年末年始	37-1550
健康福祉施設 ゆずの郷 やまぶき			午前9時～ 午後7時	火曜（祝日除く）、 年末年始
生きがいセンター 庄川高砂会館	木工、陶芸、書道等の創造活動を通じて、皆で語り、生きがいづくりを推進する施設	午前9時～ 午後5時	日・月曜、祝日、 年末年始	82-1901 市民福祉課 (庄川支所)
庄川健康プラザ	20m・3コースのウォーキングプールや約180㎡のフロアを活用した体操教室の実施、トレーニングマシンを使った運動メニューの提供を行う市民の健康づくりのための介護予防施設	プール 平日： 午前10時～午後8時（受付は午後7時まで） 土・日曜： 午前10時～午後5時（受付は午後4時まで） 健康増進室・機能訓練室 午前9時～午後5時	水曜、祝日、 年末年始	82-5320



●高齢者の生活支援サービス

項目	内容	対象者	負担額・助成額等
高齢者福祉施設等 利用券配布 (社会福祉課)	高齢者の外出支援のため市内の福祉センター・公衆浴場・温水プールが利用可能	4月1日現在満75歳以上の方(特養等施設入所者除く)	年間 1人10回分 個人負担金150円/回
高齢者運転免許 自主返納支援事業 (市民生活課)	全ての運転免許を自主返納した方へ、公共交通機関等で利用できる支援券又は加越能バス回数券を交付	有効期限内の全ての運転免許を自主返納した70歳以上の方	市営バスや福祉センターの回数券購入時等に利用できる支援券や加越能バス回数券2万円相当
介護者教室 (地域包括支援センター) (ケアポート庄川在宅介護支援センター)	介護技術や健康管理等の講義、実習、介護相談	要介護者の介護にあっている家族等	参加料は無料
みまもり配食事業 (社会福祉協議会)	みまもりを目的として配食することで安否を確認	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者障がい者世帯等	週1回1食300円
ほっとなみカフェ (地域包括支援センター)	カフェを通し、参加者同士の交流や情報交換、健康や介護に関する講座、個別相談等	もの忘れが気になっている方、家族のもの忘れに困っている方、認知症に関心のある方等	会場によって参加費や飲食費、材料費等が発生する場合あり ※詳細はお問合せください。
軽度生活援助事業 (高齢介護課)	家周りの手入れや家屋内の整理・整頓などの軽作業を提供	65歳以上の単身世帯または高齢者のみ世帯で、生活上の援助が必要な方	利用回数 月2回 (1回3時間まで) 利用料金 市民税非課税世帯100円/時間 市民税課税世帯480円/時間 ※作業内容により料金の変動あり
緊急通報体制等 整備事業 (高齢介護課)	急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置を設置貸与	65歳以上で見守りが必要な在宅一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯等	300円/月(市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)
認知症高齢者等 SOS緊急ダイヤルシステム事業 (地域包括支援センター)	市内の協力事業者に速やかに情報を配信し、対象者が行方不明になった場合の発見をサポート	市内に住所を有する認知症で行方不明のおそれのある高齢者等 (事前登録が必要)	登録料無料 配信料4,500円/回(市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)
認知症高齢者等 おでかけあんしん損害保険事業 (地域包括支援センター)	認知症の人が日常生活における偶発的な事故により、他人に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、被害者へ支払うべきお金を補償	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業登録者	保険料は自己負担なし 個人賠償責任補償(最大1億円) 死亡時見舞費用補償(15万円)
ほっとなみ見守り シール交付事業 (地域包括支援センター)	認知症の人が万が一行方不明になった場合の対策として、衣服や持ち物に貼る二次元コード付きの見守りシールを交付	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業登録者等	初回交付時、自己負担なし

項目	内容	対象者	負担額・助成額
高齢者が住みよい住宅改善支援事業 (高齢介護課)	高齢者等の日常生活の利便性を図るため、住宅の居室、浴室、便所、玄関、廊下等のバリアフリー化を行うために必要な改修工事の助成	65歳以上の高齢者またはその者の属する世帯で前年分の所得税が非課税の世帯	対象工事費の2/3を助成限度額は60万円 介護保険住宅改修優先 (ただし、自立者にあつては限度額は30万円で、手すりの設置および段差の解消のみ対象)
日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類預かりサービスを提供	認知症高齢者・知的・精神障がいの方、自分の判断で、福祉サービスの利用や支払い、行政手続き等が困難な方	定期訪問・金銭管理サービス 1,300円/日+事務費 300円/月 書類等預かりサービス 500円/月
在宅要介護高齢者福祉金支給事業 (高齢介護課)	在宅の要介護高齢者に対して福祉金を支給	要介護状態が4または5の65歳以上の在宅高齢者の方(前年の世帯全員の所得要件、入院等期間要件等あり)	6万円/年
おむつ支給事業 (高齢介護課)	紙おむつ、尿取りパット等を支給します。月に1度家庭へ配達	在宅の寝たきりまたは認知症高齢者、重度身体障害者(児)、重度知的障害者(児)で常時おむつを使用し、おむつ交換に介助を要する方(家族の方がおむつを交換している方)	7,500円/月の購入額を限度に2/3の額を助成 (助成限度額5,000円)
介護用品支給事業 (高齢介護課)	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤等を支給	要介護状態が4または5の在宅高齢者で、前年の世帯の市民税が非課税の方(おむつ支給事業との併用不可) (家族の方がおむつを交換している方)	6,250円/月の購入額を限度に9割を助成 (助成限度額5,625円)
寝具クリーニングサービス事業 (高齢介護課)	年1回、寝具の乾燥・丸洗いサービスの実施	高齢者世帯で要介護1以上(市民税非課税世帯)または身体障害者手帳1・2級の肢体不自由の方	自己負担なし 年1回(夏)実施
福祉機器リサイクル事業 (社会福祉協議会)	市民の方から不要になった福祉機器の寄付をいただき、リサイクル機器として貸出	身体障がい者、高齢者等で、福祉機器を必要とする方	無料 ※ギャッジベッドのみ消毒料として貸出時に1万円を負担
ふれあい号 (外出支援サービス)事業	医療機関や公的機関等への福祉車両による送迎	在宅で生活し、日常的に車椅子を利用している方、重度身体障がい者(1級または2級)の方(下肢、体幹、視覚障がい)等	料金表に基づき算出した利用料(非課税世帯は半額) 往復5kmまで400円 ※詳細は社会福祉協議会にお問合せください。
歯科口腔支援事業 (健康センター)	歯科衛生士による、口腔に関する相談を実施します。	65歳以上の高齢者	無料



●地域包括支援センター

高齢者の総合的な相談窓口です。高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくために、介護、福祉、健康、医療等、いろいろな面から支援しています。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が、介護や病気等の相談によって地域の福祉サービスや介護予防教室を紹介します。

施設名	所在地	電話番号（市外局番：0763）
地域包括支援センター	砺波市役所高齢介護課内	33-1345
総合病院地域包括支援センター （街なか包括）	砺波総合病院おあしす内	32-3317
南部サブセンター	苗加苑内	32-7294
北部サブセンター	北部苑内	33-6633
庄東サブセンター	庄東センター内	37-1550
庄川サブセンター	庄川支所内	82-1901

●在宅介護支援センター（地域包括支援センター）

在宅の要介護高齢者または要支援となるおそれのある高齢者もしくはその家族の方に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応じます。

施設名	所在地	電話番号（市外局番：0763）
砺波市やなぜ苑	特別養護老人ホーム やなぜ苑内	32-3943
砺波ふれあいの杜	特別養護老人ホーム 砺波ふれあいの杜内	33-0802
ケアポート庄川	ケアポート庄川内	82-6861

●養護老人ホーム（高齢介護課）

養護老人ホームは、65歳以上の入院加療を要しない高齢者で、生活環境や経済的な理由により居宅での一人生活が困難な方を養護するための施設です。

市内に施設はありませんが、近隣市の施設への入所措置をしています。

●「ほとなみ 安心ポケット」（社会福祉課、社会福祉協議会）

「安心ポケット」は、急病などの緊急時に救急隊や医師に情報提供を行い、迅速な処置につなげるものです。

「医療情報用紙」に家族の医療情報を記入し「安心ポケット」に入れて冷蔵庫の前面に貼ってください。

記入した情報は必要に応じて更新してください。



●介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、砺波市・小矢部市・南砺市で構成する砺波地方介護保険組合（保険者）が運営しています。40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護が必要になったときにサービスが利用できる、支え合いの制度です。

●保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）で保険料の納め方が違います。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
保険料	保険者が定める段階別の保険料を本人の収入・所得及び世帯員の市民税課税状況に応じて設定（詳しくは介護保険組合のHPをご覧ください。）	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の納付方法	年額18万円以上の公的年金を受給している方は年金から天引き（特別徴収）、それ以外の方は介護保険組合に個別納付（普通徴収）	医療保険料と一括して納付

●被保険者証の交付

- ・第1号被保険者 砺波市に在住している65歳以上の方に交付されます。
 - ・第2号被保険者 砺波市に在住している40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方で要介護認定の申請を行い、要介護・要支援に認定された方に交付されます。
- ※介護保険の認定を受けている方には、保険証とは別に介護保険負担割合証が交付されます



●介護サービスを利用するときの費用

介護保険でサービスを利用するときは、かかった費用の1割～3割（施設入所者の食費や居住費等は別に負担）を支払います。残りの9割～7割は介護保険から支払われます。（第2号被保険者は所得にかかわらず1割負担）

●申請から介護サービスを受ける手続き等についてはお問合せください。

地域包括支援センター ☎0763-33-1345

●転入・転出するとき

65歳以上の方（40歳～64歳の要介護認定者を含む）の転入・転出の手続きは次のとおりです。

被保険者の区分	必要なもの
市外から転入	前住所地で発行された受給資格証明書 ※前住所地で要介護認定を受けていた方は、要介護・要支援認定新規申請手続きを行います。
市外へ転出	介護保険被保険者証 ※要介護認定を受けている方には、新しい住所地で引き続き認定を受けるために受給資格証明書を発行します。

1 母と子の健康

健康センター

●不妊治療を受けたとき

種別	対象者	内容	受付窓口
不妊治療費助成 ※制度改正予定 (時期未定)	市内に1年以上住所があるまたは1年以上居住見込みであり、県の指定医療機関において体外受精、顕微授精の治療を受け、原則、県の不妊治療費助成の決定を受けた夫婦であり、夫婦や同一世帯家族に市税等の滞納がないこと	1回の治療につき15万円まで (妻の年齢に応じて助成内容が異なります。)	健康センター
不育症治療助成	市内に1年以上住所があるまたは1年以上居住見込みであり、生殖医療専門医が所属する医療機関において不育症の検査や治療を受けた夫婦であり、夫婦や同一世帯家族に市税等の滞納がないこと	1回の治療につき30万円まで	健康センター

●妊娠したとき

種別	対象者	内容	受付窓口/実施場所
母子手帳交付	妊婦	母子手帳を交付(医療機関等で発行した妊娠届出書、個人番号確認書類を持参)	健康センター
妊婦一般健康診査	妊婦	妊婦一般健康診査受診票14回分交付	健康センター
産婦健康診査	産婦	産婦健康診査受診票2回分交付	健康センター
妊婦歯科健康診査	妊婦	問診、口腔内検査、歯周疾患検査	市内指定医療機関
プレママクラス	妊婦	妊娠・出産についての講義、相談	健康センター
妊婦相談	妊婦	妊娠中の体調、食事、おっぱい、育児のことなど個別相談 要予約	健康センター

※医療費助成制度はP32を参照

●お子さんが生まれてから

種別	対象者	内容	実施場所	備考
新生児訪問	希望者	母乳相談、発達・発育の確認、育児相談、市の保健事業の紹介	各家庭等	市内での新生児訪問は こんにちは赤ちゃん訪問を兼ねています。
こんにちは赤ちゃん訪問	2～3か月児(市内で新生児訪問を受けた方以外)	市内の子育て情報の紹介、乳幼児健診・予防接種の受け方の説明、子育て相談		
乳幼児健康診査	3か月児	身体計測、整形外科診察、小児科診察、健康相談、離乳食の話	健康センター	日程等は健康カレンダー・広報となみ・市ホームページを参照
	6か月・11か月児 (乳幼児一般健康診査)	身体計測、内科診察	各医療機関	医療機関で予約
	1歳6か月児	身体計測、内科診察、歯科診察、歯科保健相談、健康相談、栄養相談、フッ化物塗布	健康センター	日程等は健康カレンダー・広報となみ・市ホームページを参照

	2歳児（歯科）	歯科診察、歯科保健相談、フッ化物塗布		
	2歳6か月児（歯科）	歯科診察、歯科保健相談、フッ化物塗布、健康相談		
	3歳児（歯科）	歯科診察、歯科保健相談、フッ化物塗布		
	3歳6か月児	尿検査、身体計測、内科診察、歯科診察、眼科屈折検査、歯科保健相談、健康相談、栄養相談、フッ化物塗布		
育児相談	乳幼児	身体計測、発達相談、栄養相談、母乳相談、歯科相談	健康センター	毎週水曜 受付：午前9時～11時
もぐもぐ教室	6か月児	離乳食のすすめ方について	健康センター	日程等は健康カレンダー・広報となみ・市ホームページを参照

2 健康診査

市民課・健康センター

●特定健診・特定保健指導（砺波市国民健康保険）

種類	受診方法・期間	検査内容	対象者	負担金	担当課
特定健診	個別 （市内指定医療機関で実施） 6～9月中旬（予定）	問診、尿検査、身体計測、血圧測定、血液検査（肝機能、脂質、血糖、腎機能） ※貧血、心電図、眼底検査は医師が必要と判断した場合にのみ実施	40歳～74歳 ※対象者には、市民課から健診受診券、保健指導利用券を送付	無料	市民課
特定保健指導	個別 要予約 （健康センター・市内指定医療機関で実施）	保健師または管理栄養士が相談に応じます			健康センター

※指定医療機関はお問合せください。国民健康保険以外の方はご加入の健康保険にお問合せください。

3 検診・相談

健康センター

●各種がん検診・その他の健診

種類	受診場所	検査内容	対象者	負担金
胃がん検診	集団検診会場 要予約	胃部エックス線撮影	40歳以上で職場等で受ける機会のない方	1,500円
	市内指定医療機関 (5/2～2/28に直接予約)	胃内視鏡検査	50歳～69歳で職場等で受ける機会のない方	4,800円
大腸がん検診	集団検診会場 要予約 ----- 市内指定医療機関 (6/1～8/31)	便潜血検査2日法	40歳以上で職場等で受ける機会のない方	500円
子宮がん検診	集団検診会場 要予約	頸部のみ	20歳以上で職場等で受ける機会のない方	1,300円
	県内の医療機関（富山大学附属病院、富山県立中央病院除く）で予約	頸部または頸体部		子宮頸部がん 2,800円 子宮頸体部がん 3,700円
乳がん検診	集団検診会場 要予約	マンモグラフィ	40歳以上で職場等で受ける機会のない方	50歳以上（1方向） 1,100円 40歳代（2方向） 1,800円
	砺波総合病院健診センター 要予約	マンモグラフィ ※希望者は超音波検査も追加可能（別途追加料金）		50歳以上（1方向） 1,500円 40歳代（2方向） 1,800円

種類	受診場所	検査内容	対象者	負担金
結核・肺がん検診	集団検診会場	胸部エックス線撮影 喀痰細胞診 ※喀痰細胞診は希望者のみ	40歳以上で職場等で受ける機会のない方	400円 痰の検査の希望者は800円
前立腺がん検診	砺波総合病院健診センター 要予約	PSA検査 (血液検査)	50歳以上で職場等で受ける機会のない方	900円
歯周疾患検診	市内指定医療機関 (砺波総合病院除く)	問診、口腔内検査	30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる方	1千円
39歳以下健康診査	健康センター 要予約	問診、尿検査、身体計測、血圧測定、血液検査(肝機能、腎機能、コレステロール、中性脂肪、貧血、血糖検査)、内科診察	39歳以下で職場等で受ける機会のない方	1千円
肝炎ウイルス検診(B・C型)	市内指定医療機関	血液検査	40歳以上で今までに検査を受けたことがない方	無料

注) 受診券が必要です。受診券がない場合はお問合せください。

○胃がん・結核肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がんは70歳以上または節目年齢の方は無料

○上記の対象者以外で受診を希望する方は、お問合せください。

○日程、検診場所等は健康カレンダー・広報となみ・市ホームページを参照

●健康相談（健康センターで実施）

種類	対象者	日時	内容	備考
健康相談	一般の方	月曜 午前9時～午後7時	生活習慣・食事など健康づくり	保健師 管理栄養士
こころの健康相談	心と体に関する悩みがある方	月2回（木曜） （広報となみ参照） 午後1時30分～3時 要予約	相談	精神保健福祉士 保健師
栄養・食事相談 お口の相談	食事やお口の中が気になる方	平日 午前9時～午後5時 要予約	栄養・食事相談、 口の中の不調	管理栄養士 歯科衛生士

●予防接種一覧

※下記の接種年齢欄に「～に達するまで」と表記されている場合、誕生日の前日までに接種してください。

○高齢者個別接種（接種場所：市内指定医療機関）

種類	接種年齢	負担金
高齢者の肺炎球菌	・年度内に65～100歳に達する方のうち、5の倍数の年齢になる方 ・60歳以上65歳未満の方のうち、心臓・腎臓・呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がい有する方	2,400円
インフルエンザ（季節型）	・年度内に65歳以上に達する方 ・60歳以上65歳未満の方のうち、心臓・腎臓・呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がい有する方	1,300円

○乳幼児・児童・生徒個別予防接種

〈接種場所〉市内指定医療機関（市ホームページをご覧ください）

〈接種方法〉事前に市内指定医療機関に予約のうえ、予診票兼接種券、母子手帳が必要です。

種類	標準的な接種期間	回数・間隔等
ロタ	ロタリックス	2回 (27日以上の間隔をあける)
	ロタテック	3回 (27日以上の間隔をあける)
ヒブ	初回	3回 (27日以上の間隔をあける)
	追加	1回
小児用肺炎球菌	初回	3回 (27日以上の間隔をあける)
	追加	1回 (3回目接種から60日以上あける)
B型肝炎	生後2か月～9か月に達するまで	3回 2回目：1回目接種27日以上 3回目：1回目接種139日以上 間隔をあける
四種混合	初回	3回 (20日以上の間隔をあける)
	追加	1回
BCG	生後5か月～8か月に達するまで	1回
麻しん・風しん	I期	1歳～2歳に達するまで (2歳の誕生日の前日まで)
	II期	年長児相当
水痘	初回	1回
	追加	1回



種類		標準的な接種期間	回数・間隔等
日本脳炎 第1期	初回	3歳～4歳に達するまで	2回（6日～28日間隔で）
	追加	4歳～5歳に達するまで	1回 （初回接種終了後おおむね1年あける）
日本脳炎 第2期		9歳～10歳に達するまで（小学校4年生）	1回
二種混合		11歳～12歳（小学校6年生）	1回
子宮頸がん予防		中学校1年生の女子	3回 （ワクチンの種類により接種間隔が異なります）

※1 平成19年4月1日までに生まれたお子さんで日本脳炎予防接種が完了していない方は、20歳未満まで接種することができます。接種を希望する方は健康センターにご相談ください。

※2 日本脳炎2期の予診票兼接種券は小学校4年生に通知します。

※3 二種混合の予診票兼接種券は小学校6年生に通知します。



●入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校及び入学期日を記載した入学通知書を送付します。次の場合はご連絡ください。

- ・入学通知書が届かない
- ・入学通知書を受け取った後に転居、転出する
- ・入学通知書の記載内容に誤りがある
- ・国立、私立の学校に入学する
- ・心身に障がいのある場合や病弱により、入学先の変更または延期したい



●就学時健康診断

小学校へ入学する前年の10月頃に健康診断を行います。9月下旬までに保護者へ通知します。

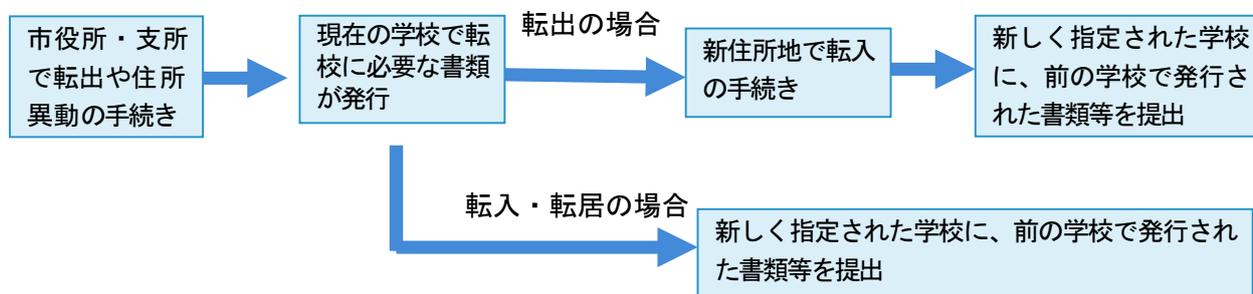
●転入・転出・転居するとき

市役所又は支所で住所異動（転入・転出・転居）の手続きを行い、在籍している学校に転校の申込みをすると、転校に必要な書類（①在学証明書と②教科書給与証明書）が発行されます。

転出する場合は、新住所で転入の手続きをされた後、新しく指定された学校へ①と②の書類を提出してください。

転入、転居する場合は、新しく指定された学校へ①と②の書類を提出してください。

【手続きの流れ】



●就学援助制度

○援助

経済的理由により、就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し学用品費、給食費等を援助する制度があります。就学する学校または教育総務課へご相談ください。

○奨学資金貸付

経済的理由により就学が困難な大学生、高校生等を援助するため、奨学資金貸与等制度があります。

●市内小・中学校一覧（P80を参照）

市内には8つの小学校と、4つの中学校があります。

1 ごみの収集

市民生活課

マナーを守って、ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

- 4R Refuse <リフューズ> 不要なものを断る
 Reduce <リデュース> ごみを減らす
 Reuse <リユース> くり返し使う
 Recycle <リサイクル> 再生利用で地球温暖化を防止しましょう！



●市が収集するごみ

○燃えるごみ

収集日等	出すときの注意
週2～3回 地区ごとに指定された 日時にステーションへ 出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーションに出す時間帯を守ってください。 ・市指定の燃えるごみ専用の収集袋に入れ、名前（氏名）を書いて出してください。 ・二重袋にしないでください。 ・生ごみは水切りを十分に行ってから出してください。 ・布団、じゅうたん等で指定袋に入らない大きなものは、50cm以下に切断して収集袋に入れてください。（切断できない場合は、粗大ゴミとしてクリーンセンターとなみへ直接持込んでください） ・木の枝類は、よく乾燥させて直径5cm以下かつ50cm以下に切断して出してください。

○ごみ収集袋

※指定販売店（スーパー、コンビニエンスストア、小売店等）で購入してください。

収集袋・処理券	種類	色	金額
燃えるごみ収集袋	大(40L)	乳白色の半透明で青色の文字	300円(10枚入り)
	中(20L)		200円(10枚入り)
	小(10L)		100円(10枚入り)
落葉等専用ごみ袋	40L	薄緑色の半透明で黒色の文字	200円(10枚入り)

○クリーンセンターとなみへ持ち込んだ場合の手数料

1回につき積載重量50kgまで350円 ・50kgを超え、10kg増すごとに50円追加



落葉等専用ごみ袋
(グリーンバッグ)

○資源ごみ

収集日等	種類	出すときの注意
月1回 地区ごとに指定された日時にステーションへ出してください	無色透明、茶、その他の色の空き瓶	<ul style="list-style-type: none"> ・空き瓶は人が食べたり飲んだりできるものが入っていた容器です。 ・空き缶は人が飲むことのできるものが入っていた容器です。ただし、缶詰め缶と18ℓ缶は除きます。（「金属類」で出してください） ・必ず水洗いをして乾燥させてください。 ・空き瓶は、無色透明、茶色、その他の色の3種類に色分けし、空き缶は、スチール缶とアルミ缶に分け、ペットボトル、白色トレイもそれぞれのコンテナ・あみ袋に入れてください。 ・瓶、ペットボトルの王冠・キャップ等は取り除いてください。 ・まぎらわしい色の瓶は、その他の色の空き瓶として出してください。 ・耐熱ガラス、化粧瓶、特殊ガラスは「ガラス・陶磁器類」に出してください。 ・トレイに、色、模様がついているものは汚れを落としてプラスチックとして出してください。 ・小型家電類は、電池、バッテリーを外してください。 ・クリーンセンターとなみへ直接持込する場合、きちんと分別してください。 
	スチール缶	
	アルミ缶	
	ペットボトル	
	白色トレイ	
	小型家電類 (おおむね1m×1m×1m, 20kgまで)	
天ぷら油 (一部地区にて収集)		
月2回または1回 地区ごとに指定された日時にステーションへ出してください	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・ マークがついているものを分別してください。 ・汚れている場合は、水洗いし、よく乾かしてください。 ・汚れが落ちにくいものは、燃えるごみへ入れてください。 ・20L以上で中身の見える袋で出してください。
月1回 地区ごとに指定された日時にステーションへ出してください	紙製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・ マークがついているものを分別してください。 ・汚れが落ちにくいものは、燃えるごみへ入れてください。 ・紙袋に入れるか、紙紐で縛って出してください。（持ち手がプラスチックのものは、はずしてください）
	金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・くぎ、針、かみそりの刃は、口の広い空き缶等に入れて出してください。
	ガラス・陶磁器類	<ul style="list-style-type: none"> ・電球・LEDなどは「ガラス・陶磁器類」のコンテナに捨ててください。 ・割れたガラスは、口の広い空き缶等に入れて出してください。
	蛍光灯、体温計 (有害ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・割れた蛍光管は「ガラス・陶磁器類」のコンテナに捨ててください。
	電池 (乾電池・ボタン電池・バッテリー等) (有害ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、ボタン電池、充電式電池、バッテリー等は「乾電池」のコンテナに捨ててください。 ・自動車用、オートバイ、農機具等のバッテリーは排出できないので販売店にご相談ください。
	スプレー缶 (危険ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・カセットコンロ用ボンベ、スプレー缶等は爆発の危険があるため必ず穴をあけて捨ててください。
	ライター、チャッカマン	<ul style="list-style-type: none"> ・ライターとチャッカマンは使い切ってから捨ててください。



●クリーンセンターとなみへ持ち込みできるごみ

受付時間	種類	品目	金額	
月～金曜 午前9時～正午 午後1時～4時 家庭地域美化の日（日曜） （1・2月は第3日曜のみ） 午前9時～11時30分 （土曜・上記以外の日曜、祝日は持ち込み不可）	粗大ごみ	可燃性粗大	たんす、机、布団、敷物、ふすま、木製ベッド、カラーボックス、波板等	50kg まで 350 円
		不燃性粗大	パイプベッド、健康器具、自転車、一輪車、スキー、アルミサッシ、物干し竿、波トタン等	
		小型農機具	草刈機、動力散布機、精米機、モーター等	50kg を超え 10kg 増すごとに 50 円加算
		木くず（剪定枝含）	木くず（寸法 最大太さ 10 cm 以下かつ、長さ 2 m 以下）	
	その他	タイヤ（ホイール付可）、バッテリー	300 円／本・個	
		畳	500 円／枚	
		マットレス（スプリング入り）	1,000 円／枚	
がれき類	コンクリートくず、焼却灰、瓦等（40cm×20cm×20cm 以下）	100kg まで 500 円 100kg を超え 10kg 増すごとに 100 円加算		
パソコン	デスクトップパソコン本体、ディスプレイ（ブラウン管方式、液晶式）、ノートブックパソコン、タブレット端末	無料		

※家庭地域美化の日の持込みは、令和4年3月からインターネットまたは電話による事前予約が必要

●自分で処理するごみ

○家電リサイクル法対象特定家庭用機器

処理方法	対象品目
<ul style="list-style-type: none"> 不要となった右記の家電4品目は、買い換えする家電販売店または過去に購入した家電販売店に引取りを依頼してください。その際、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要となります。 収集運搬料金は各販売店に掲示されています。 	「テレビ」「エアコン」「洗濯機・衣類乾燥機」「冷蔵庫・冷凍庫」 ※クリーンセンターとなみへの持ち込み不可。

○リサイクルごみ

	回収方法等	対象品目
有価物集団回収	自治会等各種団体が実施する有価物集団回収時に種類別に分けて出してください。	紙パック、新聞紙、ダンボール、雑誌、チラシ、古布類
とやまエコ・ストア制度	<ul style="list-style-type: none"> 「とやまエコ・ストア制度」に加入するスーパー等で回収しています。なお、回収品目、回収時間はスーパー等にご確認ください。 必ず水洗いし乾燥させた後、種類別に分けてください。 汚れがとれないものは排出しないでください。 	紙パック、新聞紙、ダンボール、雑誌、チラシ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、食品トレイ、透明食品容器

●有価物集団回収の助成制度について

自治会などの地域の皆さんで、家庭で不要になった新聞、雑誌など資源としてリサイクルされるものを回収し、リサイクル業者に引き取ってもらった場合には、回収回数や種別によって奨励金を交付します。

2 し尿

市民生活課

まだ下水道が整備されていない地域、下水道へ接続が済んでいない家庭、し尿の汲み取りが必要な家庭には、許可業者が汲み取りに伺います。

●料金について

汲み取り料金は、10リットル当たり63円です。

●上水道に関する届出

以下の場合には手続きが必要となりますので、速やかに上下水道課へご連絡ください。

	このようなとき	届出方法
新設	上水道に加入する場合	砺波市指定給水装置工事事業者に相談
開栓	上水道の使用を開始する場合 ※開栓手数料（2,000円）が必要です。	市ホームページ・電話
閉栓	引越しや長期間使用しないなど、上水道の使用を中止する場合	市ホームページ・電話
名義変更	使用者または所有者の名義が変わる場合	旧使用者と新使用者それぞれの署名が必要なため、原本を提出

●使用水量の検針

使用水量の検針は、原則2か月に1回です。検針の妨げとならないよう、次のことにご注意ください。

- ・メーターボックスの上や周辺に物を置かない。
- ・出入口やメーターボックスの近くに犬をつながない。

●給水装置工事（新設、改造、修繕または撤去工事）

給水装置工事（新設、改造、修繕または撤去工事）の際には事前の届出が必要です。砺波市指定給水装置工事事業者にご相談ください。また、新設、改造工事の際には、加入金が必要となる場合があります。

なお、家の増改築等で水道メーターが屋内や床下になる場合は、事前に上下水道課へご相談ください。

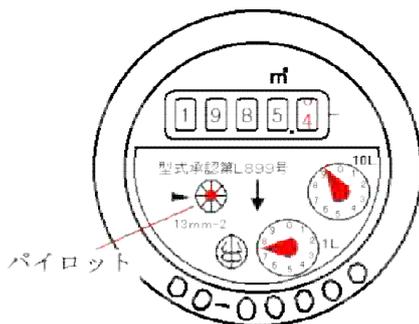
○加入金 (税抜)

区域	メーター口径	加入金
市全域	13mm・20mm	10万円
	25mm	20万円
	30mm	30万円
	40mm	45万円
	50mm	75万円
	75mm	100万円
	100mm	200万円
	150mm	450万円



●水道メーターのパイロットによる漏水有無の確認方法

水道メーター



上水道の蛇口をすべて閉め、水が流れない状態にしても、パイロット（銀色の円盤）が回転している場合は、漏水のおそれがあるので、市指定給水装置工事事業者にご相談ください。
※液晶メーターの場合は、黒いマークが点滅していると漏水の可能性あります。

●水道料金（1か月の料金）

（税抜）

種別	メーター口径	基本料金	区分 （1か月の使用量）	水量料金 （1 m ³ につき）
専用給水装置	13mm	1,000 円	10 m ³ まで	45 円
	20mm		10 m ³ 超	130 円
	25mm	3,500 円	30 m ³ まで 30 m ³ 超	同上
	30mm	10,000 円	100 m ³ まで 100 m ³ 超	同上
	40mm	20,500 円	200 m ³ まで 200 m ³ 超	同上
	50mm	57,000 円	500 m ³ まで 500 m ³ 超	同上
	75mm	102,500 円	1,000 m ³ まで 1,000 m ³ 超	同上
	100mm	205,000 円	2,000 m ³ まで 2,000 m ³ 超	同上
	150mm	410,000 円	90,000 m ³ まで 90,000 m ³ 超	同上
臨時用	2,900 円	10 m ³ まで 10 m ³ 超	45 円 360 円	

●水道料金等の支払い

- ・納期限と口座振替日は、メーター検針月の翌月 25 日（土・日曜や祝日等の場合はその翌営業日）です。
- ・お支払いは、口座振替をご利用いただくと納め忘れなどがなく便利です。
- ・全国のコンビニやスマホからも納付できます。

利用できるコンビニ	MMK 設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア 100 ※MMK 設置店とは、MMK 端末（公共料金収納端末）が設置され、店頭に「公共料金収納取扱窓口」の表示のある店舗です。
利用できるスマホ決済	支払秘書、LINE Pay、PayPay

※現在、砺波市ではクレジットカードによる収納は行っておりません。



下水道は、川や海の汚染の原因となっている生活排水をきれいな水にして自然に戻す役割を担う、衛生的で快適な環境づくりのために欠くことのできない重要な施設です。砺波市では、順次、公共下水道の整備を進め、供用開始しています。管の布設工事が終了し供用が開始されましたら、宅地内の排水設備工事を行い、早期に下水道に接続してください。

●下水道への接続工事

供用開始になりましたら、下水道に接続することが法律で義務付けられていますので、台所、お風呂、トイレなどから出る汚水を下水道に流す排水設備工事を次のとおり行ってください。

- ・汲み取りトイレをお使いの方：3年以内に接続してください。
- ・浄化槽をお使いの方：すみやかに接続してください。

※接続工事は、必ず市が指定した「指定工事店」で行ってください。また、工事完了検査に伴う手数料として、3,000円の負担が必要となります。

●公共下水道事業受益者負担金（分担金）制度

下水道の排水区域内にあるすべての土地所有者または賃借人を受益者として、宅地の面積に応じて負担していただきます。

受益者負（分）担金	580円/㎡
納期	7月末・1月末（2期×5年 計10期）
賦課保留や取消	<ul style="list-style-type: none"> ・居住用住宅地で1,000㎡を超える部分の1/2 ・居住用住宅地で2,000㎡を超える部分の全部 ・保留を取消したときは負（分）担金を一括して納入（ただし、前納報奨制度の適用なし）
前納報奨制度	あり

●公共下水道使用料

排水設備等の工事が完了して下水道を使用されると、下水道使用料を納めていただきます。汚水量の算定は、水道水のみを使用している場合は水道水の使用水量を汚水量とみなします。

（税抜）

汚水の種別	排除汚水量	使用料/月
一般汚水	10㎡以下の分（基本料金）	1,500円
	10㎡を超え50㎡以下の分1㎡につき	150円
	50㎡を超える分1㎡につき	160円
公衆浴場汚水	10㎡以下の分（基本料金）	1,500円
	10㎡を超える分1㎡につき	50円

※井戸水利用者については認定水量による方法又は量水器を使用者が設置して行う方法となります。

※量水器を設置されない場合の井戸水の使用水量（家事の用のみ）は、毎年4月1日と10月1日における住民基本台帳に記載の世帯人員数で認定します。ただし、出生・死亡・転入・転出等により人数が増減したとき、進学・施設入所等により非同居となったときなど、実世帯人員数が住民基本台帳と相違する場合は、下水道使用人数認定申請書の提出により、人数の変更ができます。

※認定水量：井戸水利用（家事の用のみ） 7㎡/人/月

※水道・井戸水併用（家事の用のみ） 水道水の使用水量（10㎡未満の場合は10㎡）+3.5㎡/人/月



●農業集落排水事業受益者分担金制度

居住を目的に宅地開発等を行い、一般家庭の世帯主等が新たに下水道に加入する場合、公共下水道と同様に宅地の面積に応じて負担していただきます。

●農業集落排水事業、浄化槽整備推進事業（特定地域生活排水処理事業）使用料

農業集落排水事業及び浄化槽整備推進事業の使用料は、公共下水道使用料と同じです。

●各種補助金

○合併処理浄化槽の補助

下水道整備計画区域外や下水道整備計画区域で整備に相当の期間を要する区域の専用住宅、併用住宅等に合併処理浄化槽を設置する場合に、市がその費用の一部を助成します。

人槽区分	補助金額
5人槽	40万円
6人槽～7人槽	50万円
8人槽～10人槽	65万円
11人槽～20人槽	100万2千円
21人槽～30人槽	154万5千円
31人槽～50人槽	212万9千円

また、設置費用の補助と同じ区域において、専用住宅、併用住宅等に設置されている合併処理浄化槽の保守点検・法定検査・くみとり清掃の維持管理のすべてを年度内（4月～3月）に行った場合に、市がその費用の一部を助成します。

人槽区分	補助金額
5人槽	2万円
6人槽～7人槽	2万4千円
8人槽～10人槽	3万1千円

○水洗便所等改造資金利子補給金

既設のトイレを水洗式に改造し、または既設の浄化槽を廃止して、下水道に接続する工事をする方が、市の指定する金融機関から融資を受ける場合に支払う利子について助成します。

補給金	支払利子（限度額 10万円）
期間	3年間
借入資金限度額	100万円
対象地域	公共下水道・特定環境保全公共下水道区域内

○水洗化促進補助金

下水道への接続促進の一環として、次の期間内に接続率が60%に達した自治会等に対して1戸あたり15,000円の水洗化促進補助金を自治会等に交付します。

公共下水道	供用開始から3年以内
特定環境保全公共下水道	地区の事業完了から3年以内



●運行

地域公共交通の確保、交通不便地域の解消、公共施設の利用促進などを目的として、市営バスを運行しています。

バス路線（8路線）

運行路線名	運行区間			運行日
	起点	主なバス停	終点	
高波線	砺波市役所前	砺波駅前、砺波総合病院前、北部苑、北部小学校、西宮森、江波、北高木四ツ角	砺波市役所前	月～金曜
東般若・栴檀野線	第1便： 庄東センター 第2便： 般若中学校	福山、三合、市谷、正権寺、宮森新、権正寺、坊村、増山 (第2便：太田、砺波駅前、砺波総合病院前)	第1便：般若中学校 第2便：砺波市役所前	月～土曜
栴檀山線	第1便： 砺波市役所前 第2便： 庄東センター	(第1便：砺波総合病院前、砺波駅前、太田) 三谷、寺尾、伏木谷、中尾、東別所上村、徳万、庄東小学校	庄東センター	月～土曜
庄川線	砺波市役所前 (土曜のみ、四季彩館前)	砺波総合病院前、砺波駅南、砺波高校口、新明、庄川中学校前、庄川支所、ゆずの郷やまぶき、リプロ前	砺波市役所前 (土曜のみ、四季彩館前)	月～土曜
北・西部循環線	第1便：北部苑 (12～3月は砺波市役所前) 第2・3便： 砺波市役所前	砺波工業高校前、新鷹台団地、高儀駅前、苗加苑、砺波駅前、砺波総合病院前、若林公民館、西宮森、荒屋公民館	砺波市役所前	月～金曜
東部循環線	第1便： 麦秋苑・油田駅前 第2便： 砺波市役所前	石丸団地、南般若公会堂、東部小学校、柳瀬ふれあいセンター、太田、矢木、北部苑、砺波総合病院前、砺波駅前	第1便：砺波市役所前 第2便：麦秋苑・油田駅前	月～金曜
南部循環線	第1便： 砺波駅前 第2便：北部苑	かいによ苑前、散居村ミュージアム、庄南小学校前、古上野公民館、あぐり館前、苗加苑	第1便：北部苑 第2便：砺波駅前	月～金曜
庄川北回り線	庄川支所(12～3月：第3便～第5便：ゆずの郷やまぶき)	庄川図書館前、JA庄川支店前、ゆずの郷やまぶき、天正東、種田保育所 (12月～3月：苗加苑、東野尻駅前、砺波工業高校前)	庄川支所	月～金曜

デマンドタクシー「愛のりくん」（乗合タクシー）

運行路線名	運行区間	運行日
デマンドタクシー「愛のりくん」	自宅から市内の目的地周辺（バス停、公共施設、医療機関等） ※利用できるのは庄東地域、雄神地区、小牧・湯山・落シ・名ヶ原自治会に住所があり登録を済ませた方のみとなります。利用日の前日15時までには予約が必要です。	月～土曜(庄東地域・雄神地区) 月～金曜(小牧・湯山・落シ・名ヶ原自治会)

●利用料金（市営バス路線）

- ・1乗車100円(庄川線は、区間により100円～640円)
 - ・未就学児は無料、小学生と障がい者と介護者は半額
- ※デマンドタクシーの利用料金はお問合せください。



○定期利用券

①庄川線（詳しい料金は、企画政策課交通政策係にお問合せください）

②庄川線を除く市営バス

種類	1か月	3か月	対象者
一般定期券	1,750円	4,990円	学生を除く
学生定期券	1,250円	3,570円	中学・高校・大学・専門学校等
各種パス	1,000円	2,800円	小学生（通学安全パス）、障がい者（クローバーパス）、65歳以上（シルバーパス）

※庄川線を含め、市営バス全線乗車できる利用券もあります。

1か月	3か月	対象者
1,600円	3,800円	小学生、障がい者、65歳以上

○回数利用券

販売価格	券の額面	枚数	対象路線
1,000円	100円	11枚	市営バス全線
2,000円～6,400円	200～640円	20枚	庄川線

○乗継回数利用券

販売価格	券の額面	枚数	対象路線
2,500円	250円	11枚	【加越能バス「砺波総合運動公園線」の乗継】
2,500円～6,900円	250～690円	20枚	【庄川線の乗継】（庄川線100円区間は、200円券も利用できます）

●市営バス利用券の販売場所は、次のとおりです。

- ・市民生活課
- ・市民福祉課（庄川支所）
- ・砺波総合病院売店
- ・イオンスタイルとなみ（1階サービスカウンター）
- ・北部苑
- ・苗加苑
- ・庄東センター
- ・麦秋苑
- ・自治振興会（中野・東般若）

※冬期間（12月～3月）一部の路線で冬ダイヤ運行を行っています。運行時間に変更となりますのでご利用の際はご注意ください。

詳細は、企画政策課交通政策係にお問合せください。



愛犬を飼うときは、しっかりルールを守りましょう。

- ・ 放し飼いは絶対にやめましょう。(散歩には必ずリードを!)
- ・ フンの始末は飼主の責任です。(持ち帰って環境美化に努めましょう!)
- ・ 愛情をもって、きちんとしつけましょう。
- ・ 避妊・去勢手術に留意しましょう。(不幸な子犬を増やさないために!)

●犬を飼うときは

生後 91 日以上経過した犬には、生涯 1 回の飼犬登録と年 1 回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務付けられています。

飼犬登録は、市民生活課市民福祉課(庄川支所)で行ってください。年 1 回の狂犬病予防注射は、4 月上旬ごろに実施される集団予防注射の際またはお近くの動物病院で受けてください。

登録手数料	3,000 円
注射料金	3,300 円 (注射料 2,750 円 + 注射済票料 550 円)



●届出について

次のようなときは、届出が必要です。

- ・ 飼犬が死亡した
- ・ 住所が変わった
- ・ 飼犬の所有者が変わった

●犬・猫が飼えなくなったときなど

飼えなくなったときや新しい飼主が見つからないときは、富山県砺波厚生センターにご相談ください。

- 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (あらかじめ、電話で確認してください)
- 相談場所：砺波厚生センター (南砺市高儀 147 番地 ☎0763-22-3511)
- 持ち物：登録鑑札、注射済票



J R 砺波駅の駅前・駅南に市営駐車場・駐輪場が、J R 油田駅・東野尻駅に市営駐輪場があります。公共交通機関の利用を促進するとともに良好な生活環境を維持するために、整理整頓をして使用しましょう。



●駐車場・駐輪場

名称	所在地	使用料
砺波駅前広場駐車場	表町 7 番	入場から 30 分まで無料 30 分を超えて 60 分まで 200 円 60 分を超えた場合 300 円/24 時間
砺波駅南駐車場	山王町 11 番 14	
砺波駅南第 2 駐車場	山王町 12 番 1	
砺波駅前自転車駐輪場	表町 1 番 38 号	無料
砺波駅南自転車駐輪場	山王町 2 番 1 号	
油田駅前自転車駐輪場	三郎丸 3010 番地 3	
東野尻駅前自転車駐輪場	苗加 2176 番地	

※放置自転車は撤去します。

※城端線利用者への割引を実施しています。また、パークアンドライドの推進と中心市街地の活性化のため、各市営駐車場で利用できる回数券も販売しています。詳しくは市民生活課生活安全係にお問合せください。

●公営住宅

住宅名	所在地	構造	戸数
高道団地	高道 177 番地	鉄筋コンクリート3階建	3棟 36戸
矢木団地	矢木 347 番地	鉄筋コンクリート3階建	4棟 45戸
東鷹栖団地	鷹栖 596 番地 3	鉄筋コンクリート3階建	5棟 75戸
新栄町団地	新栄町 5 番地 39	鉄筋コンクリート3階建	4棟 60戸
金屋団地	庄川町金屋 1022 番地 2	鉄筋コンクリート4階建	1棟 16戸
	庄川町金屋 1021 番地 1	鉄筋コンクリート3階建	2棟 24戸
三谷団地	庄川町三谷 385 番地	鉄筋コンクリート3階建	3棟 36戸

●公営型地域優良賃貸住宅

住宅名	所在地	構造	戸数
新栄町団地	新栄町 5 番地 39	鉄筋コンクリート3階建	1棟 7戸
グリーンハイツ示野	庄川町示野 350 番地	鉄筋コンクリート6階建	1棟 20戸

●特定公共賃貸住宅

住宅名	所在地	構造	戸数
新栄町団地	新栄町 5 番地 39	鉄筋コンクリート3階建	1棟 5戸
グリーンハイツ示野	庄川町示野 350 番地	鉄筋コンクリート6階建	1棟 40戸

※市営住宅への入居には所得要件等があります。

※募集については「広報となみ」や市ホームページで随時お知らせします。



●斎場の使用

斎場を使用する場合は、あらかじめ申請書をご提出いただき併せて下記の使用料をお支払いください。受付場所は市民課・市民福祉課（庄川支所）で、ペット類は市民生活課です。

○斎場使用料

区分	種別	単位	使用料	
			市民	市民以外
火葬炉	12歳以上の死体	1体	15,000円	60,000円
	12歳未満の死体	1体	10,000円	40,000円
	死産児	1体	5,000円	20,000円
	胞衣および産汚物	1件	5,240円	21,000円
	身体の一部	1件	5,240円	21,000円
	愛玩用小動物（ペット）	1匹	7,330円	30,000円
霊安室		24時間	2,100円	8,400円

○斎場の火葬予約

予約できる火葬時間は午前11時～午後3時で、30分毎に受付しています。（空き状況については電話等であらかじめご確認ください）

●墓地の永代使用

砺波市営霊苑では、墓地区画の永代使用を随時受付しています。墓地を使用する場合はあらかじめ申請書を提出し、併せて永代使用料と管理料10年分をお支払いください。（受付は市民生活課）

○墓地を使用できる人

- ・ 砺波市に本籍を有する人または現在砺波市に住所を有する人
- ・ 将来砺波市に住む目的で、市内に家・土地をもっている人
- ・ 砺波市外に居住していても、市内に密接な縁故関係の親族などを有する人

○墓地の永代使用料と管理料

名称	1区画面積	永代使用料	管理料 (10年分)
赤坂霊苑	A (4㎡)	200,000円	27,000円
	B (5㎡)	250,000円	32,400円
	C (6㎡)	300,000円	39,900円
第2赤坂霊苑	A (5㎡)	380,000円	32,400円
青山霊苑	A、B (ー)	40,000円	21,000円
	C (5㎡)	200,000円	21,000円

※砺波市内に住所を有しない人の永代使用料は2割増となります。



●道路や水路の占用

次の場合は管理者に申請書を提出し、占用許可と承認を受けなければなりません。なお、占用料が必要となる場合があります。

- ・一定の工作物、物件または施設等を道路（水路）の地上または地下に設け、継続して道路（水路）を使用しようとするとき。（足場の設置、敷き鉄板、排水管の埋設、橋の設置、乗入れ工事、土留、道路側溝の布設等）

●私有地と道路・水路の官民境界確認

道路および水路等の公有地と民有地の境界で、次のことを行う場合は管理者と隣接者で立会いのうえ境界を確認する必要があります。

- ・土地の分筆や確定測量
- ・境界に塀や土塁を設置
- ・道路や水路と接する土地の造成

※道路や水路の管理者は、国、県、市、土地改良区等と多岐にわたります。

不明な場合は、土木課道水路管理係(☎0763-33-1435)までお問合せください。

11 土地・建物

都市整備課

効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を推進するため都市計画区域を指定するとともに、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さ等を規制・誘導する都市計画・建築規制制度である用途地域が定められています。

●建ぺい率と容積率

都市計画区域内では、建ぺい率（建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合）と容積率（建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合）は、それぞれ地域ごとに定められています。



○建物の建築

建物を建築する前に、次のことを確認してください。

- (1) 用途地域の指定内か指定外か。
⇒用途地域内の場合は、用途地域の種類によって建物の用途により建築できない建物があります。
- (2) 防火・準防火地域の指定内か指定外か。
- (3) 建築基準法で定める道路に接しているかどうか。
- (4) 都市計画道路等の都市計画施設の予定地に入っていないか。
⇒都市計画施設の予定地内に建築物を建築しようとする場合は、市長への許可申請が必要になります。
- (5) 土地区画整理事業の施行地区内において、施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、もしくは建築物その他の工作物の新築・改築・増築、または移動の容易でない物件の設置もしくはたい積を行う場合は、市長の許可が必要になります。
- (6) 砺波市景観まちづくり計画に基づく届出対象行為に該当するか。
⇒一定規模を超える場合は、着手の30日前までに届出が必要です。
- (7) ゲームセンター・ホテル・旅館の建築等を行う場合は、事前に市長の同意が必要となります。

●開発許可制度

宅地等の用に供する目的で一定規模以上の土地の区画形質を変更する行為は、都市計画法に基づき事前に知事の許可が必要になります。また、砺波市開発指導要綱に基づく砺波市の指導があります。

なお、開発しようとする土地が農地である場合は、別に砺波農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外（農振除外）および農地転用の手続きが必要です。

●空き家の賃貸、売買の相談（空き家情報バンク）

「砺波市空き家情報バンク」では、市内にある空き家等の物件情報を登録・公開し、物件の有効活用を図っています。市民生活課では、空き家等の所有者から提供された情報を、市のポータルサイト等を通じて物件の賃貸や売買を希望する方に紹介しています。

「砺波市空き家情報バンク」を利用すると、購入者・賃貸者（改修費用）、市外に住所を有する賃借者（賃借料）に対して助成・補助します。

なお、助成・補助の詳細条件・期間については市民生活課へ、譲渡所得における特別控除にかかる被相続人居住用家屋等確認書の交付については都市整備課にお問合せください。

●老朽化が著しい空き家の相談

居住者が不在でかつ家屋の屋根、壁、基礎、柱、はりなどが著しく損壊し、風雨を遮断することができず、大規模な改修をしない限り住むことができないような状況である場合、所有者・地域・市が協力し、建物を除却する制度を設けています。詳しくは市民生活課へご相談ください。

●農地の農業振興地域農用地区域からの除外

砺波農業振興地域整備計画において「農用地区域」として定められている土地は、将来にわたり農用地として利用すべき土地であり、この地域に該当する農地は転用できません。やむを得ない理由により転用しようとする場合は「非農用地区域」へ区分換えすることが必要です。この手続きは一般に「農振除外」と呼ばれています。この手続きを経なければ農地の転用はできませんので、計画地が「農用地区域」と「非農用地区域」のいずれに該当するか、また、除外が可能かどうかを事前に農業振興課でご確認ください。

●農地の権利移動・転用

農地は、私たちの食糧を生産するための重要な基盤です。

限られた国土の中で、農業以外の土地利用の需用との調整を図りつつ優良農地を確保していくため、農地の転用については県知事の許可が必要とされています。

自分の農地であっても、許可を受けずに農地を売買したり貸し借りをしたりすると罰せられる場合がありますので、農地を転用するときは、事前に農業委員会へご相談ください。

【農地法第3条 農地の権利移動】

耕作目的で農地の売買または貸借等をする

【農地法第4条 農地の転用】

農地の所有者が、自らその農地を農地以外のものに転用する

【農地法第5条 農地の権利移転を伴う転用】

農地の所有者以外の者が、農地の売買または貸借等を伴う転用をする

●大規模な土地取引

次のような大規模な土地取引には、届出が必要です。

このようなとき	内容	届出先
5,000㎡以上の土地を取引した	土地権利取得者は、契約締結の日から2週間以内に届出が必要	企画政策課
10,000㎡以上の土地を有償で譲渡する	土地譲渡者は、契約予定日の3週間前までに届出が必要	企画政策課

●農地の貸し借り

農地を手放さずに農業経営の規模を縮小したい方や離農したい方、農地を借り受けて経営規模を拡大したい方には、相談内容に応じた賃貸借制度を紹介します。



●農業者年金

農業者年金とは、農業者の老後生活の安定・福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする農業者のための年金です。加入手続きの窓口は農業委員会です。

(1) 農業者年金の特徴

- ① 安定した年金の財政運営ができる仕組みです。
- ② 農業に従事する方は広く加入できます。
- ③ 保険料は自由に選択できます。
- ④ 80歳までの保証がついた終身年金です。
- ⑤ 意欲ある担い手に政策支援（保険料の国庫補助）があります。
- ⑥ 途中で脱退してもそれまでに支払った保険料に対応した年金を受け取ることができます。

(2) 加入の対象となる人

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。脱退も自由です。ただし、国民年金の付加年金への加入が必要となります。

(3) 保険料とその納め方

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できます。それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定でき、かつ、いつでも見直すことができます。

納付方法は、各月定められた保険料を納める「毎月納付」と1年分を前年の12月末日までに納付する「前納納付」があります。

●有害鳥獣

野生鳥獣等による農林水産業や生活環境への被害について、ご相談に対応しています。

○イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・カラスによる農業被害の相談窓口

農業振興課 ☎0763-33-1409

○クマを発見した場合の相談窓口

砺波警察署 ☎0763-32-0110

農業振興課 ☎0763-33-1409

(夜間・休日) ☎0763-33-1111



○野生鳥獣保護の相談

富山県自然博物館ねいの里 ☎076-469-5252

○鳥インフルエンザ・豚熱が疑われる場合

富山県自然保護課 ☎076-444-3397

(夜間・休日) ☎076-431-4111

農業振興課 ☎0763-33-1409

(夜間・休日) ☎0763-33-1111



○ペット類の火葬等の予約、道路でペット類が死んでいる場合、スズメバチ駆除の補助に関する相談

市民生活課 ☎0763-33-1372

○ハクビシンの捕獲

市が捕獲実施者となるハクビシンの捕獲は行っていません。捕獲の実施には法律により「捕獲許可」が必要となりますので、市では捕獲実施者に対して必要に応じて「捕獲許可」を出しています。

また、わな猟免許を所持している方と所持していない方とでは要件や捕獲区域に違いがあります。詳細はお問合せください。なお、捕獲した個体については捕獲実施者による処分をお願いします。



●ホームページ

市ホームページでは行政からのお知らせや各種手続きの方法、イベント・観光情報等、いろいろな情報を提供しています。



【市HP】

ホームページから利用できる主なサービス

- ・ライブカメラ……………観光スポットなどの現在の映像を見ることができます。
- ・緊急メールサービス……緊急な防災情報などをメール配信します。
- ・Wi-Fiスポット……どこでもWi-Fiフリースポットの利用可能場所や設定方法を調べられます。
- ・市議会会議録検索
- ・図書館の蔵書検索
- ・申請書ダウンロード

●ソーシャルメディア

SNSをはじめとしたいろいろな媒体を活用し、行政情報や地域情報等を発信しています。



【Twitter】



【Instagram】



【YouTube】



【LINE】



●ケーブルテレビ（となみ衛星通信テレビ株）（TST）・砺波広域圏事務組合

○事業概要

文化・教養・健康福祉・行政情報等を提供するほか、地域間の情報格差を解消することを目的としてケーブルテレビ事業を行っています。地上デジタル・BSデジタル放送・CSデジタル放送等の番組に加え、地域に密着したローカル番組をはじめとする砺波市の自主制作番組もご覧になれます。

加入については、契約条件等によって料金が変わりますので、詳細はとなみ衛星通信テレビ株（TST）フリーダイヤル☎0120-476-764 や☎0763-22-7600 にお問合せください。



花と緑のまちづくりの主役は、私たち市民です。市民一人一人が、自ら積極的に参画することにより花と緑で彩られた美しい郷土づくりにつながります。美しい郷土は、市民共有の財産として次代に引き継ぎ、自然と共生し、安全で安心して暮らせる快適な生活環境をつくります。

各種制度や相談、「花と緑の銀行」に関することについてはチューリップ四季彩館へお問合せください。

●地区花壇への花苗の配布

各地区の花壇用に花苗を配布し、緑花活動の普及や推進を行っています。

●花と緑の協定・助成

町内会又は集合住宅等を対象として、市民の皆さんの合意により協定を締結し、協定区域内への苗木・花苗等の供与、運営補助金（5万円1回限り）の交付を行っています。

●花と緑のモデル区域の指定

造成された区域（3,000㎡以上）に苗木の供与を行い、開発と緑花の調和のとれたまちづくりを推進しています。また、分譲宅地開発業者との合意により緑花協定を締結しています。

●保存樹等の指定・助成

良好な景観の維持又は学術的に重要な樹木及び樹林を保存するため、「屋敷林等保全委員会」に諮り保存樹等として指定し、屋敷林等の保全を図っています。また、特定地域内における保存樹等の枝打ちや間伐にかかる費用の一部を助成します。

●生け垣設置の助成

住宅や事業所等に生け垣を設置する際、樹木及び資材購入費の一部を補助し、良好な景観や快適な生活環境づくりを図っています。

●記念樹の贈呈

市民の結婚、誕生、住宅や事業所等の新築を祝って、記念樹を贈呈しています。

●緑の相談員の設置

樹木の樹勢回復や保全、病虫害防除等の相談・指導のため、緑の相談員が市民からの相談に対応しています。

1 商工業

商工観光課

- ・商工業振興助成金制度
製造業等を営む企業が、工場等を新設または増設した場合の費用などを対象経費として、その一部を助成します。
- ・資金融資制度
中小企業者や小規模事業者への運転資金や設備資金調達のための融資です。
- ・中小企業資金融資の保証料助成制度
中小企業振興資金融資、県小口事業資金融資等の借入者へ保証料を助成します。

2 勤労者

商工観光課

- ・中小企業退職金共済制度加入促進補助事業
中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約を行った中小企業者に対し、その経費の一部を助成します。

3 農林業

農業振興課・(公財)砺波市農業公社

- ・農業制度資金による融資
低利、長期償還に設定された制度融資や、県・市から利子助成補助金を受けられる制度があります。
- ・(公財)砺波市農業公社
チューリップ球根や特産品の生産振興に取り組んでいます。

1 生涯学習・文化芸術・スポーツ

生涯学習・スポーツ課

●生涯学習

人生を心豊かに送り、楽しく学び自らを高めるとともに地域を愛し郷土に誇りを持つよう、市民大学講座をはじめとした各種生涯学習講座の充実に取り組んでいます。各種講座の内容等は「広報となみ」等でお知らせします。

●文化芸術

市民の文化芸術活動の機会の提供や文化芸術団体に対する支援を図るとともに、文化財の保護と活用や地域文化の振興を図るなど、文化芸術の充実に取り組んでいます。文化芸術関連事業の内容等は「広報となみ」やデジタルミュージアム「砺波正倉」等でお知らせします。

●スポーツ

「第4期となみスポーツプラン」に基づき、市民一人ひとりがライフステージに応じたスポーツを楽しむことにより、更に豊かな生活を営むことができるよう、軽スポーツから本格的なスポーツまでの各種教室や講習会、イベントを開催するなど、すべての市民の豊かなスポーツライフの実現に向けて取り組んでいます。なお、各スポーツ関連事業の内容等は「広報となみ」等でお知らせします。



2 文化施設一覧

<市外局番：0763>

施設名	休館日・入場料	利用時間	電話番号
チューリップ四季彩館 中村 100-1	12月29日～翌年1月3日 ※展示入替日及び施設点検日は臨時休館 ※展示館観覧料：大人 310 円、 小・中学生 160 円、65 歳以上 250 円 (ただし、チューリップフェア期間中はチューリップフェア入場料に含まれます。) ホール利用料は、お問合せください	展示館 午前 9 時～午後 6 時 ホール 午前 9 時～午後 6 時	33-7716
砺波市文化会館 花園町 1-32	12月29日～翌年1月3日 ※施設点検日は臨時休館 ※利用料は、お問合せください	午前 9 時～午後 10 時	33-5515
庄川生涯学習センター 庄川町青島 3607	月曜、祝日の翌日 12月29日～翌年1月3日 ※利用料は、お問合せください		82-5007
砺波図書館 幸町 4-1	月曜（祝日の場合は翌日） 第 4 木曜、祝日の翌日 12月29日～翌年1月4日	火～金曜 午前 10 時～午後 7 時	32-4128
庄川図書館 庄川町青島 3607	特別整理休館（ばく書休館） ※利用料 無料	土・日曜、祝日 午前 10 時～ 午後 5 時 30 分	82-0266
砺波郷土資料館 花園町 1-78 (砺波チューリップ公園内)	月曜（祝日の場合はその翌日） 第 3 日曜、祝日 12月29日～翌年1月3日 ※チューリップフェア期間中は無休 ※入館料 無料（ただし、チューリップフェア期間中はチューリップフェア入場料が必要です） ※旧中嶋家住宅については、こちらまでお問合せください	午前 9 時～午後 5 時 (チューリップフェア期間中は午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分)	32-2339
庄川水資料館 庄川町金屋 1100	火曜（祝日の場合はその翌日） 12月29日～翌年1月3日 ※入館料 一般 210 円、小中高生 100 円、 高齢者（65 歳以上）170 円、身体障害者手帳等の所持者と介助者 無料	午前 9 時～午後 6 時 (入館は午後 5 時まで)	82-3373
かいによ苑 豊町一丁目 2-10	火曜、12月29日～翌年1月3日 ※入館料 一般 210 円、小中高生 100 円、 高齢者（65 歳以上）170 円、身体障害者手帳等の所持者と介助者 無料	午前 10 時～午後 6 時 (10 月～3 月は午後 5 時まで)	33-6934
砺波市美術館 高道 145-1	12月29日～翌年1月3日 展覧会準備のため、臨時休館をする場合があります ※入館料 一般 210 円、小中高生 100 円 高齢者（65 歳以上）170 円、身体障害者手帳等の所持者と介助者 無料 ・企画展 展覧内容により決定 (市民ギャラリー、市民アトリエの利用料については別途お問合せください)	観覧時間 午前 10 時～午後 6 時 (入館は午後 5 時 30 分まで) 施設利用時間 午前 10 時～午後 6 時 (金・土曜は午後 9 時まで)	32-1001

施設名	休館日・入場料	利用時間	電話番号
松村外次郎記念 庄川美術館 庄川町金屋 1066	火曜（祝日の場合は翌日） 12月29日～翌年1月3日 ※入館料 一般 210円、小中高生 100円 高齢者（65歳以上）170円、身体障害者手帳等の所持者と介助者 無料 ・企画展 展覧内容により決定	午前9時～午後6時 （入館は午後5時まで）	82-3373
砺波まなび交流館 栄町 717	日曜、祝日 12月29日～翌年1月3日 ※利用料はお問合せください	月～金曜 午前9時～午後9時 土曜 午前9時～午後5時	33-1115
となみ散居村 ミュージアム 太郎丸 80	水曜（祝日の場合は開館） 第3木曜（祝日の場合は開館） 12月29日～翌年1月3日 ※民具館入館料 高校生以上 100円 その他の施設は無料 ※利用料はお問合せください	午前9時～午後6時 （入館は午後5時30分まで） （施設利用は午後9時まで）	34-7180
砺波散村地域研究所 太郎丸 80 （となみ散居村ミュージアム内）	水曜（祝日の場合は開館） 第3木曜（祝日の場合は開館） 12月29日～翌年1月3日	午前9時～午後5時	34-7170
出町子供歌舞伎 曳山会館 出町中央 5-4	水曜（祝日の場合は開館） 第3木曜（祝日の場合は開館） 12月29日～翌年1月3日 ※展示室入館料 一般 210円、 中学生以下無料 ※ホール・研修室の利用料はお問合せください	午前9時～午後5時 （ホール・研修室は 午後9時まで延長可）	32-7075
砺波市埋蔵文化財センター 頼成 566	月曜（祝日の場合はその翌日も休館） 第3日曜、祝日、 12月29日～翌年1月3日※入館料 無料	午前9時～午後5時	37-1303
砺波民具展示室 頼成 566 （庄東小学校3階）	月曜（祝日の場合はその翌日も休館） 第3日曜、祝日 12月29日～翌年1月3日 ※入館料 無料 ※専用入口よりエレベーターで入場	午前9時～午後5時 （入館は午後4時30分 まで）	080-1951 -4177 ※不在時 32-2339 （砺波郷土 資料館）



3 スポーツ施設一覧

<市外局番：0763>

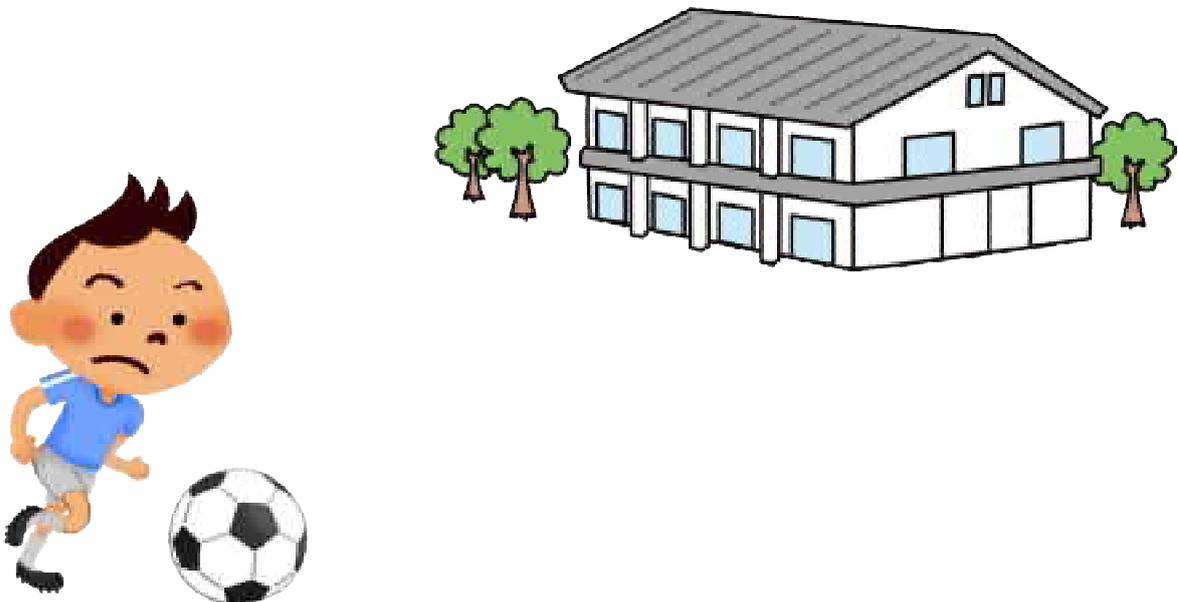
種別	施設名	規模		所在地	利用時間・休業日	申込先 (窓口)
体 育 館	砺波体育センター	バスケットボール バレーボール テニス バドミントン 卓球台 ランニング走路	2面 2面 2面 8面 20台 160m	表町 18-6	平日 午前9時～ 午後9時30分 日曜・祝日 午前9時～午後5時 休業日 12月29日～ 翌年1月3日	砺波体育センター 32-5240
	庄川体育センター	バレーボール バドミントン ジョギングコース1周 卓球台 テニス トレーニング室	2面 8面 180m 12台 2面	庄川町青島 3936	平日 午前9時～ 午後9時30分 日曜・祝日 午前9時～午後5時 休業日 火曜、第3月曜、 休日の翌日、 12月29日～ 翌年1月3日	庄川体育センター 82-5008
	B&G海洋センター	バレーボール バスケットボール バドミントン 卓球台	2面 1面 3面 6台	東保 20-1	火曜、第3月曜、 休日の翌日、 12月29日～ 翌年1月3日	B&G海洋センター 37-1580
	高道体育館	テニスコート ゲートボール	1面 2面	高道 217-1		砺波体育センター 32-5240
	若林体育館	バスケットボール バレーボール バドミントン	1面 1面 3面	狐島 208-1		若林地区自治振興会 33-2650
	高波体育館	バスケットボール バレーボール バドミントン	1面 1面 3面	高波 842-2		高波自治振興会 32-9280
	油田体育館	バスケットボール バレーボール バドミントン	1面 2面 4面	宮丸 466-4		油田自治振興会 32-6420
	中村体育施設	軽運動施設 卓球台	100㎡ 2台	中村 200-1		砺波体育センター 32-5240
	柳瀬体育館	バスケットボール バレーボール バドミントン	2面 2面 4面	柳瀬 10	午前9時～午後9時30分 休業日 12月29日～ 翌年1月3日	柳瀬地区自治振興会 32-5583
	太田体育館	バスケットボール バレーボール バドミントン	1面 1面 3面	太田 983		太田地区自治振興会 32-2270
	梅檀野体育館	バスケットボール バレーボール バドミントン	1面 1面 3面	福岡 312		梅檀野自治振興会 37-2056
	梅檀山体育館	バスケットボール バレーボール バドミントン	1面 1面 3面	井栗谷 6552		梅檀山自治振興会 37-1061
	雄神体育館	バレーボール バドミントン	1面 2面	庄川町庄 3600-1		雄神地区自治振興会 82-5375
庄川親雪体育館	ゲートボール テニス スキースロープ	1面 1面	庄川町五ヶ 435		種田地区自治振興会 82-5784	

種別	施設名	規模	所在地	利用時間・休業日	申込先 (窓口)	
	富山県西部 体育センター	「大アリーナ」 バスケットボール バレーボール バドミントン ランニングコース	2面 3面 10面 220m	柳瀬 241	平日 午前9時～午後9時 日曜・祝日 午前9時～ 午後5時 ※スポーツサウナは 平日 午後2時～ 午後8時30分 日曜・祝日 午前10時～ 午後4時30分 休業日 火曜、 12月29日～ 翌年1月3日	富山県 西部体育 センター 33-3412
		「中アリーナ」 バスケットボール バレーボール バドミントン	2面 2面 6面			
		トレーニング室 スポーツサウナ				
グラウンド	高道 グラウンド	サッカー ゲートボール	1面	高道 219-1	午前9時～午後6時 休業日 12月29日～ 翌年1月3日	砺波体育 センター 32-5240
	中村 グラウンド	ソフトボール ゲートボール	1面	中村 200-4		
	砺波総合運動公園 多目的競技場	サッカー・ラグビー ソフトボール	1面 2面	柳瀬 241	午前9時～午後6時 休業日 火曜、第3月曜、 休日の翌日、 12月29日～ 翌年1月3日	総合運動公園 管理事務所 33-6889
	砺波総合運動公園 野球・ ソフトボール広場	野球・ソフトボール	2面			
	砺波総合運動公園 サッカー・ ラグビー広場	サッカー・ラグビー	1面			
砺波 向山健民公園 健民広場	野球・ソフトボール (ナイター設備付)	2面	東保向山 12-1	平日 午前9時～午後9時 日曜・祝日 午前9時～ 午後5時 休業日 12月29日～ 翌年1月3日 (ナイターは午後5時～午後9時 休業日は火曜、第3月曜、 休日の翌日、 12月29日～翌年1月3日)	B&G 海洋 センター 37-1580	
テニスコート	鷹栖 テニスコート	テニスコート (砂入り人工芝)	2面	鷹栖 11-2	午前9時～午後6時 休業日 12月29日～ 翌年1月3日	砺波体育 センター 32-5240
	砺波 向山健民公園 テニスコート	テニスコート (グリーンサンド) (ナイター設備付)	4面	東保向山 12-1	平日 午前9時～午後9時 日曜・祝日 午前9時～午後5時 休業日 12月29日～ 翌年1月3日 (ナイターは午後5時～午後9時 休業日は火曜、第3月曜、 休日の翌日、 12月29日～翌年1月3日)	B&G 海洋 センター 37-1580
野球場	砺波総合運動公園 野球場	野球 (ナイター設備付)	両翼98m 中堅122m	柳瀬 241	午前9時～午後9時 休業日 火曜、第3月曜、 休日の翌日、 12月29日～ 翌年1月3日 (ナイターは午後5時～9時)	総合運動公園 管理事務所 33-6889
	弁財天 スポーツ公園 弁財天野球場	野球 ソフトボール	両翼87m 中堅105m	庄川町庄地 先	午前9時～午後6時 年中無休	庄川体育 センター 82-5008



種別	施設名	規模	所在地	利用時間・休業日	申込先 (窓口)
プール	温水プール	25mプール 児童プール	柳瀬 241	平日 午前10時～午後9時 日曜・祝日 午前10時～午後5時 休業日 火曜、休日の翌日、 12月29日～翌年1月3日	温水プール 33-4450
	B&G海洋センター	一般用プール 25m 幼児用プール 10m	東保 20-1	午前9時～午後5時 休業日 火曜、第3月曜、 休日の翌日、 9月1日～ 翌年7月19日	B&G海洋センター 37-1580
運動場 夜間照明施設	出町中学校	中学校運動場	表町 9-42	午後5時～午後9時 休業日 日・月曜、 12月29日～ 翌年3月31日	砺波体育センター 32-5240
	庄西中学校		矢木 525		
	般若中学校		徳万 100		
	庄川中学校		庄川町青島 3915		
	庄川中学校 テニスコート	テニスコート (砂入り人工芝) (ナイター設備付)	2面	庄川町青島 3941	庄川体育センター 82-5008
陸上競技場	陸上競技場	全天候型競技場 400mトラック6コース 直線走路8コース 競技場面積 21,650㎡	深江 815	4月1日～10月31日 午前9時～午後7時 11月1日～3月31日 午前9時～午後6時 休業日 火曜、第3月曜、 休日の翌日、 12月29日～ 翌年1月3日	砺波体育センター 32-5240
その他	上和田緑地	キャンプ場、多目的広場 水上スポーツ体験施設	上和田 70地先	年中無休	B&G海洋センター 37-1580
	パットゴルフ場 パークゴルフ場	パットゴルフ パークゴルフ	18H 36H	庄川町庄 711	午前9時～午後6時 休業日 火曜 冬期休業 12月1日～3月31日 ※天候により変動

※利用できる日時や利用料金については、各申込先にお問合せください。



1 火災・救急

砺波消防署

● 119番のかけ方

火災や急病などの緊急時に119番通報するときは、通信員の質問に対し次の要領で落ち着いてはっきりと答えてください。

○一般電話・公衆電話からかけるとき

このようなき	通報内容
火災	<ul style="list-style-type: none"> ・あわてず、落ち着いて「火事です〇〇が燃えています」 ・住所（場所）をはっきりと「〇〇市〇〇地区〇〇（大字）〇〇（番地）です」 ・住所が分からない場合は、目標になる建物など「〇〇の北側です」 ・建物の階数 ・何が、どこが燃えているか ・逃げ遅れ、けが人がいないか ・建物の中に何人いたか ・あなたのお名前
救急 ※特に緊急性が高い場合は、通信員が応急手当を依頼することがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・あわてず、落ち着いて「救急です」 ・住所（場所）をはっきりと「〇〇市〇〇地区〇〇（大字）〇〇（番地）です」 ・住所が分からない場合は、目標になる建物など「〇〇交差点内です」 ・どのような状況か ・負傷者の状況 事故：負傷者の数、けがの程度、意識の有無 急病：患者の性別、年齢、症状、意識の有無 ・あなたのお名前

○携帯電話からかけるとき

このようなき	通報内容と注意
砺波市内での火災・救急	<ul style="list-style-type: none"> ・通報の内容は一般電話・公衆電話からかけるときと同じです。ただし、災害発生場所の把握に時間がかかる場合がありますので、できるだけ、一般電話・公衆電話を利用してください。

※119番は、火事や救急などの緊急通報用なので、問合せには使用しないでください。

※携帯電話からかける時も市外・内局番無しの119番でかけてください。

※県西部消防指令センター（高岡）で119番を受け付けています。火災・救急は付近の消防署ではなく、119番にかけてください。

※電話をかけた場所によっては近隣の消防本部につながることもありますが、そのまま電話を切らずに通信員の指示に従ってください。

● 救急以外で医師の診療を受けたいとき

このようなき	内容
夜間および医療機関が休みの場合 （日曜・祝日）に内科・小児科の急患 診療を受けたい 日・祝日・12月30日～1月3日 午前10時～午後4時30分 午後8時～10時30分 平日（月～金曜）・土曜 午後8時～10時30分	砺波医療圏急患センター 内科 ☎0763-34-5005 小児科 ☎0763-34-7744 [15歳以下の子ども対象] ※外傷（転んだ、頭を打ったなど）の診療はできません。
医療機関が休みの場合（休日、祝日） に歯科診療を受けたい	広報紙、新聞、市ホームページなどで休日当番医・診療時間を確認し、診療を受けてください。



●救命講習のご案内

「人が倒れた！ 救急車が着くまでどうしよう？」こんな時のために尊い命を救う技術が身につく講習を受けませんか。

※救命講習（人工呼吸、胸骨圧迫、止血法等）の開催は、砺波地域消防組合ホームページでお知らせします。

※地域や職場単位での救命講習の受講を希望する場合は、消防署へお問い合わせください。

※普通救命講習等を修了した方には「救命講習修了証」が交付されます。

問合せ先 砺波消防署 ☎0763-33-0119



●防災対策

地震や台風などによる災害が予測されるときや発生したときは、市役所内に「災害対策本部」を設置し、被害を最小限にとどめるための情報収集、被害調査、災害復旧などにあたります。

しかし、災害の規模によっては個々の要望に対応することが難しくなりますので、地域で協力し合い、消火活動や救助活動にあたりましょう。

災害はいつ起こるかわかりません。非常時に備え、普段から防災用品の準備・点検を行い、災害が起きたときの対応や避難場所について各家庭で確認をするなどの心構えが大切です。

※市では「防災となみ（防災マニュアル号）」を発行しています。ご希望の方は総務課へお越しください。

●避難行動要支援者登録制度

災害時に一人で避難することが困難で支援が必要となる方（避難行動要支援者）は、ご自分の情報（氏名・住所や身体の状態など）を市に登録しましょう。

市は、登録された情報を避難行動要支援者名簿に登載し、地域の関係者（自主防災会など）や消防・警察に提供し、災害時に地域での安否確認や避難誘導などの避難支援に役立てます。

●国民保護

万が一、外部からの武力攻撃や大規模なテロが発生したときに市は、国民保護法に基づき、国民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小に抑えるために国や県と連携協力して住民の避難や救援等の措置を行います。また、Jアラート（全国瞬時警報システム）によりスマートフォン等へエリアメールが送信されます。

●緊急時の情報は

災害の発生が予測される場合や災害発生時において、的確な情報を速やかに市民の皆さんに伝達する緊急の伝達方法として、自主防災組織（自治振興会）及び消防団等を通じてお知らせします。

また、市の広報車による巡回、防災行政無線、消防署のサイレンや警鐘、ケーブルテレビ（データ放送）、エフエムとなみ（76.9MHz）や各放送局を通じて、随時お知らせします。さらに、スマートフォン等にJアラートによるエリアメールや登録した方に市から緊急メールが送信されます。登録方法は、市ホームページ「防災・緊急情報」のコーナーをご覧ください。

緊急情報をよく聞き、正確な情報を把握し落ち着いた行動をとるようにしてください。

●指定緊急避難場所一覧（災害が発生した場合等、その危険から逃れるための場所）

地区名	施設名	地区名	施設名
出 町	砺波市陸上競技場 ※1	太 田	太田公園 ※1
	砺波チューリップ公園 ※1	般 若	庄東小学校グラウンド ※1
	出町中学校グラウンド ※1		般若中学校グラウンド ※1
	出町小学校グラウンド ※1	東般若	東般若公園 ※1
	木舟公園 ※1	梅檀野	旧梅檀野幼稚園グラウンド
	イオンモールとなみ（屋上駐車場）	梅檀山	梅檀山農村集落センター ※2 梅檀山公園 ※2
庄 下	庄西中学校グラウンド ※1	東山見	庄川小学校グラウンド
中 野	庄南小学校グラウンド ※1		東山見保育所広場
五鹿屋	五鹿屋公園 ※1	青 島	庄川支所駐車場 ※1
	砺波南部小学校グラウンド ※1		庄川中学校グラウンド ※1
東野尻	東野尻公園 ※1	青 島	青島保育所広場 ※1
鷹 栖	鷹栖小学校グラウンド ※1		雄 神
若 林	若林公園 ※1	雄神保育所広場 ※2	
林	砺波北部小学校グラウンド ※1	弁財天公園 ※1	
高 波	高波公園 ※1	種 田	種田保育所広場 ※1
油 田	油田ふれあい広場 ※1		種田公園 ※1
南般若	砺波東部小学校グラウンド ※1		
柳 瀬	砺波総合運動公園 ※1		

※1の場所は、水害時に浸水するおそれがありますので、使用できません。

※2の場所は、大雨や地震時に土砂災害の危険性がありますので、使用できません。



●指定避難所等一覧（避難者が一定期間滞在（避難）する施設）

地区名	避難施設名		
出町	となみ散居村ミュージアム	出町小学校	出町中学校
	出町認定こども園	砺波市文化会館 ※1,3	砺波市農村環境改善センター ※3
	砺波体育センター	出町中学校武道館	砺波高校（体育館） ※3
	若草町公民館 ※1	春日町公民館 ※1,3	緑ヶ丘公民館 ※1,2
	桜木町公民館 ※3	新町公民館 ※1,3	南町公民館
	三島町公民館	新富町会館	西町公民館
	上町公民館 ※2	豊島公民館 ※2	太郎丸会館 ※3
	神島ふれあいセンター	神島コミュニティハウス	深江公民館
	中神ふれあいセンター	大辻公民館	鷹栖出公民館
	砺波市出町子供歌舞伎曳山会館 ※3	ちゅうりっぷ認定こども園 ※3	砺波工業(株) ※3
庄下	庄西中学校	庄下保育所 ※2	庄下振興会館 ※1,3
	大門公民館 ※2	矢木公民館 ※2	宮村公民館
	高坪公民館 ※2	高道団地集会室 ※1,2	矢木団地集会場 ※2
中野	庄南小学校 ※3	中野幼稚園	中野農村振興会館 ※1
	中野第2区構造改善センター	中野第3区公民館 ※1	中野第5区・第6区公民館 ※1
	中野第7区集会所 ※1	中野第8区構造改善センター	中野第1区公民館 ※2
	新明公民館 ※1,2		
五鹿屋	砺波南部小学校	五鹿屋公民館 ※2	五鹿屋第壹常会公民館 ※1,2
	五鹿屋第2常会公民館 ※2	北島公民館 ※1,2	寺島公民館
	鹿島集落センター ※2	荒高屋公民館 ※1,2	花島公民館 ※1,2
	となみ野五番街公民館	南部認定こども園 ※2	
東野尻	東野尻振興会館	表之島公民館 ※2	浦之島公民館 ※1,3
	九本杉公民館	道之上公民館 ※1,2	道之下公民館
	八幡島公民館	みなみ台公民館	苗加西部公民館 ※1
	中之島公民館	西島公民館 ※2	
鷹栖	鷹栖小学校	砺波工業高校 ※3	鷹栖公民館 ※1
	鷹栖第1区公会堂 ※1,2	鷹栖第2区公民館	鷹栖第3区公民館
	鷹栖第9区公民館 ※1,2	鷹栖第10区公民館 (水田農業確立研修施設)	鷹栖第11区公民館
	鷹栖第12区公民館 (研修会館) ※2	鷹栖第14区公民館	鷹栖第15区公民館 ※1,2
	鷹栖第16区公民館 ※1,2	鷹栖新鷹台公民館 ※2	(株)スリーティ運輸 ヘルスケア事業部(2階研修室) ※3
若林	若林体育館	若林地区農業集落センター ※1	若林ふれあいセンター ※1
	西中公民館	若林公民館 ※1	下中公民館 ※2
林	砺波北部小学校	北部認定こども園	林地区振興会館 ※1
	日詰会館 ※1	林ふれあい会館	林公民館
	小杉公民館 ※1	小島公民館	新屋敷公民館 ※1
	林第1会館 ※1	新栄町公民館 ※1,2	なかんだ会館
	水宮公民館 ※1		
高波	旧高波幼稚園	高波体育館 ※2	高波農業集落センター ※1
	東宮森公民館	西宮森集落農事集会所 西宮森公民館	荒屋公民館
	坪北公民館 ※1		
油田	麦秋苑 ※1,2	油田体育館 ※2	油田自治振興会館 ※3
	中村公民館 ※2	十年明公民館(十年明いこいの会)	木下公民館
	宮丸ふれあい会館 ※2	堀内公民館 ※2	三郎丸公民館 ※2
	千代公民館 ※2	石丸公民館 ※1,3	新千代公民館 (千代団地公民館) ※1,2
	あぶらでん認定こども園		

地区名	避難施設名		
南般若	砺波東部小学校 ※3	東部保育所 ※2	南般若公会堂 ※1,3
	秋北公民館 ※2	秋南公民館 ※2	千保公民館 ※2
	大窪会館	石南公民館 ※2	石北公民館 ※2
	にれの木台公民館		
柳瀬	富山県西部体育センター ※2	久遠寺公民館 ※2	柳瀬東町公民館 ※2
	柳瀬中町公民館 ※2	柳瀬西町公民館 ※2	新町公民館 ※2
	東開発公民館 ※2	下中条公民館 ※2	花みずき台公民館
	千柳公民館	松ノ木公民館 ※2	柳瀬体育館 ※1,2
	柳瀬農村婦人の家 ※1,3	ターボ・トナズ・セミコンダクター (3Fのみ使用可) ※2	
太田	太田認定こども園	太田体育館	太田公会堂
	八区集会場 ※2	祖泉公民館 ※2	太田西区公民館 ※2
	久泉公民館 ※2		
般若	庄東小学校 ※3	般若中学校	般若幼稚園 ※2
	庄東センター ※1	般若農業構造改善センター	安川農業構造改善センター
	頼成農業構造改善センター ※2	徳万公民館	三合新公民館
	福山公民館	般若中学校柔道場	富山県砺波青少年自然の家
東般若	B & G 海洋センター ※2	東般若農村振興会館 ※2	権正寺公民館 ※1,2
	宮森上村公民館 ※1,2	宮森下村公民館 ※1	八十歩公民館 ※1,2
	高池公民館 ※1,2	坊村公民館 ※2	田中公民館 ※2
	大坪公民館 ※1,2	石坂公民館 ※1,2	
梅檀野	せんだんの HILL	梅檀野体育館	梅檀野農村振興会館
	宮森新公民館	増山公民館 ※1	上和田公民館 上和田高齢者共同作業所 ※1
	正権寺公民館 ※1	坪野公民館 ※1	市谷公民館 (林産物生産施設) ※1,4
	池原公民館 ※1	芹谷公民館 (生活改善センター)	頼成新集会場
	TIフレッシュ会館 ※1		
梅檀山	夢の平コスモス荘	梅檀山体育館 ※4	梅檀山農村集落センター ※4
	川伏公民館 ※4	五谷公民館 ※4	井栗谷公民館 ※4
	峰小公民館	中尾公民館	栃上公民館
	東別所公民館	寺尾ふれあい会館 ※1,4	
東山見	庄川高砂会館 ※4	庄川小学校	東山見保育所
	東山見児童館 ※1	小川原公民館 ※1,4	原出公民館 ※1,4
	舟戸公民館 ※1,2	京坂公民館	畑直公民館 ※1,2
	ゆず加工センター (8区) ※4	西野々公民館	南部野公民館
	東部地区防災センター (庄川コミュニティ消防センター) ※4	農村環境改善湯山サブセンター ※4	冬季孤立集落機能維持施設 ※4
	庄川ふれあいプラザ	金屋新公民館	
青島	就業改善センター ※3	青島保育所 ※2	青島児童館 ※2
	庄川生涯学習センター ※3	庄川体育センター ※2	青島第一公民館 ※2
	中之島公民館 ※2	東部公民館 ※2	雄心公民館 ※2
	示野公民館	示野団地集会場	庄川中学校 ※2
	庄川健康プラザ ※2		
雄神	雄神保育所 ※4	雄神体育館 ※4	雄神集会センター
	庄公民館 ※1,4	三谷公民館 ※1	三谷団地集会所
種田	種田保育所	種田コミュニティセンター	庄川親雪体育館
	天正集落センター ※2	古上野公民館	となみ野農業協同組合稲種センター



※1の施設は、地震時に倒壊のおそれがありますので、使用しないでください。
 ※2の施設は、水害時に浸水する危険性がありますので、使用しないでください。
 ※3の施設は、水害時に2階以上の階が使用可能です。
 ※4の施設は、大雨や地震時に土砂災害の危険性がありますので、使用できない場合があります。
 ※施設の住所の表示、収容可能人数等については、砺波市のホームページの「防災・緊急情報」のコーナーをご覧ください。

●交通安全

このようなとき	ここへ
カーブミラーやガードレール等、交通安全施設の設置や修繕が必要	自治会または交通安全協会を通じて土木課までご相談ください。

●防犯

このようなとき	ここへ
防犯灯を設置する	<p>「防犯灯」とは、公衆のため道路、橋その他公共的施設に防犯用照明として、自治会や開発業者が設置する公衆街路灯です。防犯灯が市の設置基準に適合する場合、電気料を負担します。</p> <p>設置等の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書のほか、写真や付近見取り図などの提出が必要です。 ・ 防犯灯の新設・移設・廃止にかかる各申請書は、市ホームページから入手できます。 <p>防犯灯の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明るさはおおむね 20 ワット（蛍光灯型）または 10VA（LED 型）まで ・ 防犯灯の間隔は、おおむね 90m 以上 <p>防犯灯の管理（設置・修繕・撤去）は、所有者である自治会や開発業者が行ってください。</p> <p>LED 防犯灯は、消費電力が少なく寿命が長い照明器具です。契約電気料金の節減と省エネによる地球温暖化防止のため、その設置についてご協力ください。</p> <p>【お願い】</p> <p>契約電気料金が変わるため、既存の防犯灯を LED 防犯灯に取り替える場合や移設、廃止する場合には、必ず申請をお願いします 詳しくは市民生活課までお問合せください。</p>



各種相談

●各種無料相談

<市外局番：0763>

相談名	内容	場所・時間	窓口	電話番号
納税相談	市税等の納付	午前8時30分～ 午後5時15分(※)	税務課	33-1302
福祉総合相談	生活・福祉の全般的な相談	社会福祉課内 ほっとなみ相談支援 センター 午前8時30分～ 午後5時15分(※)	社会福祉課	33-1317
		砺波市社会福祉協議会 午前8時30分～ 午後5時15分		32-0294
障がい者相談	障がい福祉サービス、手当など障がい者の生活・福祉に関する相談、障がい者虐待に関する相談	午前8時30分～ 午後5時15分(※)		33-1317
家庭児童相談	家庭における子育てに関する悩み事・発達等に関する相談	午前8時30分～ 午後5時	こども課	33-1120
母子・父子相談	母子・父子家庭の生活、寡婦の福祉増進、DVに関すること	午前8時30分～ 午後5時		33-1590
介護相談	高齢者の介護全般	午前8時30分～ 午後5時15分(※)	高齢介護課	33-1328
			地域包括支援センター	33-1345
消費生活相談	消費者トラブル、クーリング・オフ	市民生活課内 消費生活センター 午前8時30分～ 午後5時	市民生活課	33-1153
行政相談	一般行政上の問題、苦情	砺波市社会福祉会館 第1・3金曜 午後1時30分～4時	砺波市社会福祉協議会	32-5511
人権相談	人権の侵害に関する問題	砺波市社会福祉会館等 第1・2・3金曜 午後1時30分～4時		
法律相談 (弁護士相談)	土地、金銭、家屋、損害賠償等の法律一般 ※要予約	砺波市社会福祉会館等 第1水曜 午後1時～4時 第3水曜 午後1時30分～4時		
悩みごと相談	暮らしの中での心配ごと	砺波市社会福祉会館等 午前8時30分～ 午後5時	砺波市社会福祉協議会	32-0294
生活福祉資金相談	低所得者、障がい者又は高齢者に対する資金の貸付と必要な援助			
ボランティア相談	ボランティアに関する相談や、情報の提供・グループの紹介			
福祉サービス利用援助相談	高齢者、知的障がい者、精神障がい者といった判断能力に不安のある人々の生活上の手続きを支援			
福祉機器相談	福祉機器利用に関する各種相談・助言及び情報提供			
ケアネット相談	一人暮らし高齢者や高齢者世帯、心身に障がいを持つ方など地域において見守りなどが必要な方への支援			
			砺波市社会福祉協議会 庄川支所	82-3520



相談名	相談内容	場所・時間	担当課	電話番号
女性の悩み相談	DV、家庭や職場の人間関係などの悩み事 ※要予約	砺波市役所内 第2月曜 午後2時～7時 第4木曜 午前10時～ 午後5時 (休日の場合翌日)	こども課	33-1590
女性弁護士による法律相談	女性のための法律相談 ※要予約	砺波市役所内 第4火曜 午後1時30分～ 午後3時30分 (休日の場合翌日)	こども課	33-1590
ほとなみ法律相談	借金問題、家庭問題、労働問題、虐待、 成年後見などの課題 ※要予約	砺波市役所内 第1月曜 午後5時～7時 (休日の場合翌週)	社会福祉課	33-1317

※社会福祉協議会で実施する分については「広報となみ」に相談日や場所など詳細を掲載します。

※社会福祉協議会 相談専用ダイヤル ☎0763-33-5511

※場所・時間の欄で、時間の後ろに(※)がある相談は月曜は午後7時まで延長しています。

(月曜が祝日の場合は、火曜が午後7時まで)

公共施設等電話帳

●市役所

<市外局番：0763>

名称	電話番号	名称	電話番号
砺波市役所	33-1111	庄川支所市民福祉課	82-1901

●健康センター・病院

名称	電話番号	名称	電話番号
健康センター	32-7062	庄川健康プラザ	82-5320
市立砺波総合病院	32-3320		

●保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校等

名称	電話番号	名称	電話番号
庄下保育所	32-4147	東部保育所	32-5250
東山見保育所	82-3230	青島保育所	82-0239
雄神保育所	82-3107	種田保育所	82-0305
出町認定こども園	32-2679	南部認定こども園	32-3530
北部認定こども園	32-9041	太田認定こども園	32-3526
ちゅうりっぷ認定こども園(私立)	33-4478	あぶらでん認定こども園(私立)	23-4455
認定こども園出町青葉幼稚園(私立)	32-2848	幼保連携型認定こども園 東般若保育園(私立)	37-0005
たかのす認定こども園(私立)	23-4244	般若幼稚園	37-1062
出町小学校	32-2069	庄南小学校	33-2466
砺波東部小学校	32-2271	砺波南部小学校	33-1373
砺波北部小学校	32-2469	庄東小学校	37-0001
鷹栖小学校	32-2569	庄川小学校	82-0273
出町中学校	33-2329	庄西中学校	32-2301
般若中学校	37-0059	庄川中学校	82-0477
砺波市教育センター	33-1559		

●教育・文化施設等

名称	電話番号	名称	電話番号
チューリップ四季彩館	33-7716	砺波市文化会館	33-5515
庄川生涯学習センター	82-5007	砺波図書館	32-4128
庄川図書館	82-0266	かいによ苑	33-6934
松村外次郎記念庄川美術館・庄川水資料館	82-3373	砺波郷土資料館・旧中嶋家	32-2339
		砺波民具展示室	080-1951-4177 /32-2339
砺波市美術館	32-1001	砺波市埋蔵文化財センター	37-1303
砺波まなび交流館	33-1115	砺波市出町子供歌舞伎曳山会館	32-7075
となみ散居村ミュージアム	34-7180	学校給食センター	32-3561
砺波散村地域研究所	34-7170		



●スポーツ施設

<市外局番：0763>

名称	電話番号	名称	電話番号
砺波体育センター	32-5240	庄川パットゴルフ場 庄川パークゴルフ場	82-5353
B&G海洋センター	37-1580	庄川体育センター	82-5008
高道体育館	32-5240 (砺波体育センター)	若林体育館	33-2650 (若林地区自治振興会)
高波体育館	32-9280 (高波自治振興会)	油田体育館	32-6420 (油田自治振興会)
中村体育施設	32-5240 (砺波体育センター)	柳瀬体育館	32-5583 (柳瀬地区自治振興会)
太田体育館	32-2270 (太田地区自治振興会)	梅檀野体育館	37-2056 (梅檀野自治振興会)
梅檀山体育館	37-1061 (梅檀山自治振興会)	雄神体育館	82-5375 (雄神地区自治振興会)
庄川親雪体育館	82-5784 (種田地区自治振興会)	富山県西部体育センター	33-3412
高道グラウンド	32-5240 (砺波体育センター)	中村グラウンド	32-5240 (砺波体育センター)
砺波総合運動公園(野球場、多目的競技場、野球・ソフトボール広場、サッカーラグビー広場)	33-6889	砺波向山健民公園 (健民広場、テニスコート)	37-1580 (B&G海洋センター)
鷹栖テニスコート	32-5240 (砺波体育センター)	弁財天野球場	82-5008 (庄川体育センター)
温水プール	33-4450	出町中学校運動場夜間照明施設	32-5240 (砺波体育センター)
庄西中学校運動場夜間照明施設	32-5240 (砺波体育センター)	般若中学校運動場夜間照明施設	32-5240 (砺波体育センター)
庄川中学校運動場夜間照明施設	82-5008 (庄川体育センター)	庄川中学校テニスコート 夜間照明施設	82-5008 (庄川体育センター)
陸上競技場	32-5240 (砺波体育センター)	上和田緑地	37-1580 (B&G海洋センター)

●健康・福祉関係

名称	電話番号	名称	電話番号
麦秋苑	33-2846	苗加苑	32-7294
北部苑	33-6633	庄東センター	37-1550
生きがいセンター庄川高砂会館	82-6486	出町生きがいセンター	33-3358
砺波ふれあいの杜 在宅介護支援センター	33-0802	ケアポート庄川 在宅介護支援センター	82-6861
ケアポート庄川	82-6868	砺波市社会福祉協議会	32-0294
砺波市社会福祉協議会庄川支所	82-3520	砺波市シルバー人材センター	33-4341
砺波市訪問看護ステーション	32-7055	砺波市やなせ苑 在宅介護支援センター	32-3943
ゆずの郷 やまぶき	82-2321		

●児童館

名称	電話番号	名称	電話番号
出町児童センター	33-3890	東山見児童館	82-4099
青島児童館	82-6470	雄神児童館	82-7350
種田児童館	82-5784 (種田コミュニティセンター)		

●観光関係施設

<市外局番：0763>

名称	電話番号	名称	電話番号
となみ夢の平スキー場	37-1575	夢の平コスモス荘	37-2323
道の駅 砺波	32-9911	道の駅 庄川	82-7779
庄川特産館(庄川水記念公園)	82-5696	庄川ふれあいプラザ	82-6841
庄川ウッドプラザ	82-6841	砺波市観光協会	33-7666

●消防・警察

名称	電話番号	名称	電話番号
砺波地域消防組合消防本部	32-4957	砺波警察署	32-0110
砺波消防署	33-0119	庄川駐在所	82-3522
砺波消防署庄東出張所	37-0119		

●その他施設

名称	電話番号	名称	電話番号
砺波農村環境改善センター	33-5515	庄川農村環境改善センター	82-5959
斎場	37-1089	JR砺波駅 観光案内所	34-8880
砺波郵便局	32-3300	庄川郵便局	82-0900
砺波広域圏事務組合	82-1920	クリーンセンターとなみ	32-5648
富山県農業共済組合 砺波地域農業共済センター	32-2277	JAとなみ野	32-8600
砺波商工会議所	33-2109	庄川町商工会	82-1155
庄川左岸農地防災事業中央管理所	32-3137		

●国・県関係等

名称	電話番号	名称	電話番号
砺波簡易裁判所	32-2118	砺波区検察庁(富山地方 検察庁高岡支部内事務取扱)	0766- 22-1715
富山地方法務局砺波支局	32-2361	陸上自衛隊富山駐屯地	33-2392
砺波税務署	33-1073	国土交通省 高岡国道維持出張所	0766- 64-5731
国土交通省北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	33-4701	富山県砺波土木センター	22-3524
砺波労働基準監督署	32-3323	砺波公共職業安定所 (ハローワークとなみ)	32-2914
総合県税事務所砺波相談室 (富山県砺波総合庁舎内)	33-5182	砺波農林振興センター (富山県砺波総合庁舎内)	32-8120
砺波地方県民相談室 (富山県砺波総合庁舎内)	32-8100	日本年金機構砺波年金事務所	33-1725
富山県西部家畜保健衛生所	33-2315	富山県農林水産総合技術センター 園芸研究所	32-2259
富山県花総合センター (エレガガーデン)	32-1187	富山県砺波青少年自然の家	37-2002
富山県立砺波学園	37-0157	富山県立となみ東支援学校	37-1553
富山県立砺波高等学校	32-2447	富山県立砺波工業高等学校	33-2047

令和4年4月発行

新型コロナウイルス感染症の状況により、掲載内容が変更となる場合があります。

